

平成26年第4回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（12月10日）		
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
町 俊策君	16
林 隆壽君	29
林 敏治君	37
喜山康三君	46
麓 才良君	63
議案第56号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第57号 与論町税条例の一部を改正する条例	75
議案第58号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例	77
議案第59号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）	78
議案第60号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	85
議案第61号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	86
議案第62号 平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）	88
議案第63号 平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）	89
議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の 変更について	90
散 会	92
第2日（12月16日）		
陳情第24号 介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行につ		

いて（総務厚生文教常任委員長報告）	97
陳情第29号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情	97
陳情第30号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情	97
陳情第25号 岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	99
陳情第26号 北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について	99
陳情第27号 町道増木名線改良舗装整備について	99
陳情第28号 町道瀬名2号線舗装整備について	99
陳情第15号 町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情	99
発議第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について （麓才良議員ほか3人提出）	102
発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	103
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）	105
所管事務調査報告（役場庁舎建設検討特別委員長）	109
議員派遣の件	112
閉会中の継続審査・調査について	112
閉　　会	113

平成26年第4回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
12	10	水	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
	11	木	常任委員会
	12	金	常任委員会
	13	土	休日
	14	日	休日
	15	月	議事整理日
	16	火	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成 26 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 26 年 1 月 10 日

平成26年第4回与論町議会定例会会議録
平成26年12月10日（水曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般の報告
第4 一般質問
第5 議案第56号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第6 議案第57号 与論町税条例の一部を改正する条例
第7 議案第58号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第8 議案第59号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）
第9 議案第60号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第10 議案第61号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第11 議案第62号 平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第12 議案第63号 平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について

2 出席議員（10人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林 隆壽君 |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利 泰伸君 |
| 7番 野口 靖夫君 | 8番 麓 才良君 |
| 9番 福地 元一郎君 | 10番 大田 英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（13人）

町長 南政吾君 副町長 川上政雄君

教 育 長 町 岡 光 弘 君	總務企画課長 沖 野 一 雄 君
会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君	税 务 課 長 久 留 满 博 君
町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君	環 境 課 長 福 地 範 正 君
産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君	商工観光課長 富士川 浩 康 君
建設 課 長 山 下 哲 博 君	教委事務局長 池 田 直 也 君
水 道 課 長 末 原 丈 忠 君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 係 長 川 上 嘉 久 君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成26年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番高田豊繁君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年10月分の例月現金出納検査結果報告書、平成26年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付しておりますので、お目通しください。

また、平成26年第3回定例会において議決されました軽度外傷性脳損傷に関する周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書については、国会及び関係行政庁にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第113号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業にあたった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、先般通告いたしました内容に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

1 児童生徒の安心・安全対策について

- (1) 児童生徒の安心・安全対策として、通学路に街灯・防犯灯の設置の必要性が痛感されるが、積極的に取り組む考えはないか。
- (2) 児童生徒が、夕暮れ時や日没後でも安全に活動できるよう各学校に照明施設等の整備の必要性が痛感されるが、今後安全対策をどう講じていく考えであるか。

2 庁舎の安全対策について

- (1) 役場庁舎の老朽化による躯体等の崩落事故防止対策については、万全を期するべきであると痛感されるが、効果的な安全ネット張工を設置するなど、具体的な対策を講じる考えはないか。

3 定期貨物船航路の確立及び定期船両舷へのエスカレーター設置の必要性について

- (1) 現在、群島内で本町だけには定期貨物船が就航していないため、危険物や各種生活・産業関連貨物には割高な輸送費が価格転嫁されていて、大きな不利益を受けている。今後、群島航路対策協議会等で与論への就航を要請決議するとともに、県に対し定期貨物船航路欠損補助を強く働き掛けるなど、奄美5島の均衡ある定期貨物船航路の確立を図る考えはないか。
- (2) 本町に就航している定期旅客線の新船が建造される前に、船舶会社に対し両舷へのエスカレーター設置を要望するとともに、県に対し増設分のエスカレーターの設置補助を要請する考えはないか。

以上、お願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に1－(1)についてお答えいたします。防犯灯の設置につきましては、現在、各自治公民館単位で集落民の要望を取りまとめていただくことを基本に、総務企画課において、必要性や予算的な調整を行いながら進めてきているところであります。

設置後の電気料金の負担や維持管理費用が発生することなども踏まえて、今後とも児童生徒の安全対策を含めた大局的見地から、ケースバイケースで判断しながら取り組んでまいる所存であります。

次に、2－(1)についてお答えいたします。現庁舎の安全対策につきましては、老朽化が進んでいることから、御指摘・御提案のとおり、その必要性を痛感しているところであります。

このため、過去の大型台風による被害や地震等の経験を踏まえて、庁舎2階北側及び南側の張り出し部分と3階屋根部分の一部等についてモルタルの剥離・落下防止のための安全ネット張工を行っております。

今後とも、庁舎の安全性などに係る調査を進めながら、御提案の安全対策等を講じてまいりたいと考えております。

次に、3－(1)についてお答えいたします。御指摘のように、群島内で本町のみ定期貨物船の就航がないという現状は、様々な分野で不利益を被っていることになり、今後対策を講じていくべき重要な行政課題の一つと考えております。現在、島外から移入している様々な生活物資や産業関連資材の中には、旅客定期船のカーフェリーでの輸送が法的に制限される危険物等があり、本町のニーズに応じた種類や必要量の確保が容易でないケース、あるいは量的規制による輸送費のコスト高につながっている実態があるものと認識しているところです。

このため、今後は、御提案の群島航路対策協議会における協力要請はもとより、奄美の市町村長会、議長議長会などの関係機関・団体、大島支庁及び県あるいは国に対しても、あらゆる機会を捉えて支援等を要望し、声を上げていくことが重要であろうかと考えております。

議会の皆様にも、この課題の解決に向けて、特段の御理解と御協力を願い申し上げたいと存じます。

最後に、3－(2)についてお答えいたします。定期旅客船に乗下船する際に利用する高い階段につきましては、これまで利用客からその不便さが指摘されているところであります。

また、新船が建造される場合には、国（国土交通省）から建設会社に対し、バリアフリー化に係る支援を含む一定の補助制度があるとも聞いているところです。

御提案の旅客船にエスカレーターあるいはエレベーターなどを設置することにつきましては、船会社の説明によりますと、貨物スペースの確保や経費面などの理由から、片側のみとしており、両舷への設置は現実的に厳しいとのお話であります。しかしながら、高齢者や障害者のみならず、健常者の利便性も向上し、利用者も増えるという主張、あるいは要請等を国や県、船舶会社等の関係機関団体にしっかりと届け、実現を働き掛け続けていくことが肝要であることから、そのように努めてまいりたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） おはようございます。

1－(1)についてお答えいたします。防犯灯の設置につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり実態や要望を踏まえて対応することになります。

児童生徒の安全対策としましては、小学生のスポーツ少年団や中学生による部活動の時間厳守や下校時の安全指導の継続的指導をしてまいります。

また、防災無線による夏・冬の時期に応じた児童生徒の帰宅時間の周知・徹底を推進しているところです。

今後、防犯協会やP T A連絡協議会及び自治公民館連絡協議会との連携を密にして、島の宝である児童生徒の安心・安全の確保に取り組んでまいりたいと思います。

次に、1－(2)についてお答えいたします。各学校の夜間照明施設の設置につきましては、昭和55年に茶花小学校と与論小学校、昭和56年には那間小学校、与論中学校に、それぞれ社会体育普及の目的で整備しております。その後、昭和59年に夜間照明施設を備えた総合グラウンドが完成しておりますので、各学校の夜間照明施設につきましては、大規模な修繕や補修をしていないのが現状であります。

現在、与論小学校は、校舎屋上に設置されている6基の水銀灯により、町民大会に向けた校区住民の夜間練習場として校庭を開放しているところです。また、那間小学校は、体育館の耐震工事完成後に夜間照明を設置する予算を計上しております。茶花校区住民につきましては、近接する総合グラウンドを利用していただいております。

なお、スポーツ少年団や中学校の部活は、夜間照明施設の利用は禁止となっております。

また、総合グラウンドの照明施設や運動場が、度重なる台風や塩害で大規模な修繕が急務となっておりますので、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。

それでは、まず第1点目です。通学路の防犯灯のことについてですが、町長答弁にもあったのですが、一応、与論町の防犯灯設置要綱がありますよね、その中に自治公民館単位で上がってくる分と、その他に町長が特に必要と認めるという、この2つがあるんです。大体1基設置するのに、電気屋さんに見積もりをしたのですが、5万円ぐらいだろうということです。それから、1箇所当たりの、例えば一か月1基当たりの電気料というのは280円です。

それで、特に自治公民館単位では朝戸集落もそうなのですが、集落の密集しているエリアは、どこの集落でも大体されているのです。ところが、学校から例えば集落に帰っていく途中、そういうた要するに集落が閑散としているところは意外と自治公民館では目が届かないところがある。その部分を町長が特に必要と認める箇所というのは、そういうことだと私は理解しているのです。そういうことで、例えば、500基つけたとしても1基当たり5万円ですから、500万円ですよね。そうするとメンテナンス料は、仮に300円だとしても、500基つけたとしても月に15万円です。ですから、これから本当に子供たちのことを考えたり、また一般町民が使うわけで、今の時期、特に11月からあとは非常に暗い通学になるのですが、総務課と教育委員会と、是非職員で協力しあって、この通学路を主に、そして不備な所をマップを作っていただいて、そして自公連と話をして、この分は公民館でお願いできるか、この部分については、町長の部局でやつたらどうかとか、そういう調整をしていただいて、前向きに進めていただけないかと思うのです。ひとつお願いしておきます。

それから、その次の各学校のグラウンド、茶花小も那間小も、与論小の場合は先ほど御答弁がありましたように、体育館が新築されたことに伴いまして、電気は6基ついている関係で非常に夜間もいろいろと便宜性があるということと、台風、そういうたときも、非常にそれは効果的なところが考えられるのですが、先ほどありましたように、昭和55年から後に、各学校に夜間照明、水銀灯の高圧の照明がつくれたことは確かなのですが、その後は、総合グランドの完成に伴いまして、それらが順次老朽化したことも相まって廃棄されております。そういうことはあるのですが、学校教育のこういった秋口とかは、特にどうしてもスポーツ少年団とかの活動も、日没というのは5時15分ぐらいには日が落ちるのです。5時半頃はですね。そうすると、どうしてもそういういろいろ帰る準備とかいろいろあるのですが、那間小の場合は今年度の予算に、先ほどありましたように体育館の改築、改修

工事がされてから、今度されるということですので問題ないと思いますが、茶花小学校が非常に今は不便ではないかなという気がして、一応見ているのですが、それと学校の校舎自体にも照明が不足だと思うのです。いろいろな会議をしてから帰る場合は真っ暗なのです。確かに門の所の1基だけはついています。裏門と表門とぐらいは1基ずつは設置しているが、夜間に実際に行かれて、そういうた一番暗い所を一応チェックしていただいて、まずは見ることから始まりますので、そういうふうに御配慮いただけないかなと思います。

実は、今この夜間照明もスポットライトなのですが、こういうのが安いというか、明るいです。LEDのメタルハライドランプというのがあります、かつての水銀灯とは違って低圧で非常に明るく照度のすばらしいものができます。それから、防犯灯に関してもLED、特にスポットライトについては、従来の水銀灯タイプではなくて、高圧ではなくて、低圧200ボルトの単相三線式を使えるので、そういうたものを取り入れていただいて、4基もつければ十分だと思いますが、1基当たり70万円ぐらいの公定価格です。あとで池田事務局長にお聞きしたいと思います。

ということで、教育長どうでしょうか。町長、教育長、再度お聞きします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに冬場になると非常に暗い部分が多いということで、その街灯の必要性というのは痛感しているのです。特に砂美地来館を中心とした何か催しものがあったときの後とかは、非常に痛切に感じており、今検討している最中であります。

それと学校の照明については、茶花小学校は総合グラウンドを利用という形で学校で即使えていないという点がありますので、そのほうは今後検討していく必要があるではないかと、総合グラウンドの場合、町民全体が使うグラウンドになっておりますので、そういう点は非常に不便をかけている状況にあるかと思います。今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今、町長からもありましたが、まず学校の実態と、それから学校の、今おっしゃられる必要性も十分審査して、順次予算に合わせて、やはり拡大していくというようなことで、この予算面もアドバイスいただきましたので、検討して、明るいところにしていけるようにしたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 茶花小学校の場合ですが、総合グラウンドに活動の場をということでございましたが、現実にサッカースポーツ少年団とかは、茶花小学校でやっ

ているのです。夜も日没後もですね。

それから、これはまた別なのですが、例えば郵便局の前から江ヶ島に行くまでの旧臨港道路がありますが、これはほとんど南島開発の前ぐらいにしか防犯灯もない状況にあるのです。これは川上副町長とかが分かると思うのですが、ほとんど電気はついていないです。そこらへんも調査していただいて、公民館でしていただくような分も含めて、是非マップを作っていただいて、これは2、3日あればすぐできるのですから、努力していただけないかなと思いますが、総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 今まで十分にお話を伺いました。一応、予算的な面もございますので、また防犯灯あるいはいろいろな照明施設をつけると、当然維持管理経費というのが年々高まってまいりますので、そのあたりも含めて予算的な、あるいは事業的な優先順位を見ながら検討していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつ御配慮をいただきたいと思います。

それから、役場の安全対策についてですが、今は役場庁舎は3階ありますが、3階の軒先が崩れてきまして本当に町民の方々は、その下から出入りするわけですが、大変危ない危険性を認識しながら来ているのですが、そのところに今確かに柵を軽量アングルを使ってやっていますが、やはり落ちてきたのがそこにうまい具合に入ればいいんですよ、それが1個でも落ちて、そこに例えば職員をはじめ、通行人に当たったら、このぐらいの石ころでも十分に死傷事件になる可能性はあるのです。これだけの高さから落ちたらですね。ですから、このネット柵も少し広げて設置するとか、そういうのを含めて、それからまた3階からずっと下までロングのネット張りをすると、例えば、砂美地来館の中にあるような、ネット張りがありますので、ビルの崩落防止のために使っている安全用のものもありますが、そういったことを含めて、今後は是非検討する必要があると思いますが、財産管理は総務企画課長だと思いますけれども、お願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 全く御質問の内容、御提案、そのとおりだと思ってます。やはり新しい庁舎ができるまでは、この現庁舎を安心・安全で職員が仕事ができるようにしなくてはいけないということは、大きな今の私どもが抱えている課題の一つでございまして、おっしゃるような方向で、是非安全対策を進めていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

その次に3番の定期貨物船航路の確立について、追加でお伺いしますが、先ほど御答弁にもあったのですが、沖永良部までは知名、和泊に来ております。そして、今現在、例えば沖永良部に来ているのは、裏航路も来ています。そして、一般的なマルエーさんとマリックスの4便は来ておりますが、そして貨物船が共同組海運さんが二日に1回来ているのです。それから、鹿児島荷役運輸というのが週に1回来ております。そういうことで与論島は、LPガスタンカー、あるいは砂利採石船、あるいはまた貨物船のチャーターのある場合は不定期的に来ていますが、定期的な貨物航路がないとどうしても安定的な物資の輸送ができないということを聞いていることと、例えば、危険物では高圧ガスの酸素はさほど問題ないのですが、液体酸素というのがありますよね、これを与論病院の場合、年間に20トンぐらい使っているらしいです。そのタンクを一応向こうから入れまして、それで各病室に接続して、これは川上副町長も御覧になったと思うのですが、そのようにして、それから家庭に持たせる場合のミニポンベもこれから充てんして持たせているのですが、ですから、高圧ガスの溶接会社とかで使う高圧ガス酸素については、それほどやかましくないけれども、この液体酸素の場合は気化した場合が、その400から500になるものだから、それが特に危険だということですが、従来は鹿児島から与論まで1本当たり5,000円で来ていたそうです。そうすると、今は10フィートコンテナに1本しか入れられないというのです。そして、それが9万円になるというのです。ですから、それを200リットルでそれだけだから、年間のトン数に換算すると、どれだけ大きな輸送コストがかかるかということと、今、本船の方々ももっと多く荷物を積めるところにそれだけのものを積めなくてはいけないということで、非常に制約を受けている関係もありまして、この問題はのっぴきならないような問題にきているのです。

それから、バッテリー1個ありますけれども、5,000円ぐらいのバッテリーがあったとしますが、その申請手続料が2,000円かかるというのです。ですから、結局バッテリー1個につき一気に2,000円上がってくるので、それを全部利用者に転化されてくるのですから、いかにこういった問題が、町民にとってかなり不利益性が大きいかということになってくるのです。早くやる必要があるのではないかと思うのです。

現在の旅客船航路、それから貨物船については、鉄道建設・運輸施設整備支援機構というのがありますと、そこが建造費の9割相当分を資金提供、あるいは建造共有という形での助成対策がされております。

また、航路欠損についても旅客船については、国庫負担で航路補助金があります

が、貨物船については、これは国の助成がないのです。県単で県費でみているのですが、私ども離島における海上輸送交通ラインというのは、本土におけるトラック、あるいはJR、そういった陸上交通網と全く同じであると考えてもらわないといけないと思うのですが、旅客航路だけでなく、この貨物航路にも是非離島の分については、当然運航補助を行っていただくのが筋ではないかということで、国のほうに強く要請をしていく必要があると思うのです。その地方創生という流れの中で、いかに離島のそういった物資輸送が重要な位置付けになっているかということも理解していただいて強く訴えていただきたいと、このように思います。

それで、今、貨物船については、どういうふうな補助がされているかということを調べさせてもらったのですが、これは沖縄県ももちろん中城湾から発着されているのはこの補助があるということなのですが、例えば、長崎県、日本で最も離島を抱えている長崎県が壱岐対馬といった多くの離島を持っているのですが、こちらは貨物船に対して8億2500万円の県費が充当されております。これは、直に長崎県庁に電話して、これをお聞きしたのですが、また東京都の場合も東海汽船をはじめ、多くのそういった貨物ルートを持っていますが、伊豆諸島の貨物費の運賃として約3億2000万円程度の予算化がされているのです。ですが、この奄美群島におきまして、私どもだけ定期貨物船がないので、非常にほかの市町村は、例えば喜界も二日に1回共同組海運が行っているのです。ですから、もちろん鹿児島荷役さんも行っていますが、全く与論町だけが取り残された状態ということで、奄美群島全体の問題として取り上げにくいところがかなり要素があると思うので、しかしながら、やはりこの問題は避けて通れないですので、県のほうに特に離島航路協議会とかでも意見を取りまとめていただきたい、県費補助を強くお願いしていただきたいと思うのですが、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりでございまして、大変私ども与論と喜界、両方非常に貨物船の件については、困っているのですが、沖永良部まで今まで來ていた船会社について、いろいろ何とか与論まで足を伸ばしてということをお願いしたのですが、なかなか取り合ってくれない状況であります、いろいろ調べたところが、もう1つ、鹿児島荷役海陸運輸株式会社という会社が「りゅうなん丸」というのが月曜日、鹿児島から奄美の2箇所と古仁屋を通って沖縄に行っている谷山港から木曜日発らしいのですが、その会社の船が、その途中与論に寄ることができるよう、どれだけの必要性があるか、いわゆる利用荷物がどのくらいの量があるかというのを地元で大体の算出をして、即陳情に行ってみたいと思っています。

それと同時に、先ほど議員がおっしゃいましたように、やはり国からちゃんと正

規のルートで、きちんとできるように陳情し続けないと、私ども与論だけの問題ではないですので、奄美全体の問題でございますので、その点については、今後続けていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございます。ちなみに沖永良部と与論島を比較してみた場合に、沖永良部は、これはお伺いしたのですが、共同組さんが月に15回行っていますよ。2日に1回ですから15回、15回行ってそれぞれの両町から平均して約50トンずつあるというのです。それに、今おっしゃられた鹿児島荷役さんが月に4回きているのですから、仮に、それで1回当たり100トンだとしましても、1か月に1,900トンになるのです。積載量、貨物量がですね。与論島もせめてその15パーセント程度は見込んだとした場合に、試算してみたら約1,900掛ける0.15をしますと285トンになるのです。1航海70トンだとしましたら、 $4 \times 7 = 28$ ですので、1か月4回を70トンずつするとしたら280トン、沖永良部全体の15パーセント、その貨物船利用の15パーセントです。その程度は見込めるのではないかということで、大体見積もって話をしたりしているのですが、例えば、JALが10月の後半から、例えば料金引下げのために奄振事業の交付金を使って試験的な運行をしていますよね。せめて例えば半年間でも、もちろん国費は無理かもしれないですが、県のほうにそういうふうにお願いしてみる必要もあるのではないかと思うのですが。今、大島支庁長決裁の地域振興推進事業のソフト面で、いわゆる地域の振興に関するここということでなっておりますので、そういったことも検討しつつ、物資が安定するまでの担保金みたいな形でこれをお願いしまして、それがもし70トン、280トンベースで1か月の運行が可能になれば、それも全く必要なくなるわけですので、最初の時点は、ふぞろいが出てくるかと思いますが、どうしても1か月に1回とか、そういうサイクルでは、荷物の積載量というのは安定しないと思うので、1か月4回、週1というローテーションで考えていく必要があるのではないかと思いますが、ひとつそのような話しをしていただけたらと思います。

今後、消費税の値上げもあります。それから、円安による燃料費の高騰も考えられるのですが、それから先ほどの与論病院の話もしたのですが、危険物に対する多大な運送コストがかかるという、そういった多くのハンディが目に見えている状態で出てくるわけで、ひとつそういった郡内での与論町だけ格差が広がっていくようなことは何とかして防がなくてはいけないので、最大限の御尽力を町長のほうにお願いいたしたいと思います。

次に、旅客船のエスカレーターの設置についてであります、このことにつきま

しては、以前は町長も行かれて、議会の総務委員会でも両会社に行ってているのですが、私ども総務委員会として行ったときには奄振事業の中で、2基目のエスカレーターについては、何とか補助を出してもらえるように政治家の方々にはお願ひしたいということで要請をしまして、それだったらばという大体の内容だったのですが、旅客船の新バリア法（バリアフリー新法）というのがございまして、この中の国土交通省から出されているガイドラインに、このエスカレーターの設置のことについては、バリアフリー通路にエレベーター、エスカレーター、その他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを1以上設置しなければならないとなっているのですが、この文面は船によっていろいろ違うのです。エスカレーターの手前で右舷から左舷に抜けられる船舶ももちろんあります。例えば、タラップを上がっていって、左舷付けした場合に右舷側のエスカレーターを利用したら通り抜けできる船舶もあります。そして、今は鹿児島港にはボーディングブリッジがあります。鹿児島、名瀬、那覇というのは国の重要港湾ですので、国の管轄なのですが、徳之島、沖永良部島、与論島、本部もありますが、沖永良部の場合は大体が右舷付けをするのです。すぐ入船でつけるでしょう。そしたら下りも上りも入船で入るものですから、そんなに苦にならない。ところが徳之島と与論島と本部港は、江ヶ島なんかは特にですが、必ず左側しかつけないです。供利港も入船で入ってくるわけだから、マルエーさんの船は、はっきり名前を申し上げてあれなのですが、タラップがかなり高いのです。ですから、荷物を持った状態で特に高齢者には厳しい。障害者は確かに車で搬送してもらっていますが、やはりそういうところから考えますと、声を大にしてこういう問題は、荷物用の中のキャパシティの問題ばかりを言って遠慮している必要はないと思うのです。高齢化社会になっているのですから、これを強く申入れをしていく必要があると。是非ひとつ、いろいろ申し上げにくいところもあるかとは思いますけれども、町長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、私自身も非常に船に乗るたびに何とかしなければいけないという思いをしているのですが、実は前から議会からも町民の方々からも、その要望が非常に強くて、何回もお願ひをしてきたのですが、まず船を造るときに、国土交通省としてはバリアフリーを、先ほど1件以上、1箇所以上つくるという条件でしか造らせないということになっているというのを会社側から聞いたのですが、それが与論の場合は、いつも左舷づけで、突っ込み型で反対側になって、いつも最後の3階、4階まで階段で上がるようになっている。船会社によってですが、突っ込み型の接岸と、それからバックして接岸するという2つの運輸省に運航するときの申込みの仕方がありますと、実は今まで1つの会社は突っ

込み型で、バリアフリーのエスカレーターと反対側が接岸するような形で申請をしてあったのですが、それを今度は右舷のほうで接岸をするということで申請をし直していただいたのですが、ただ、最終的には安全性の面から最終的には船長が判断をしますが、天候とか波によって、左舷につくこともあるということであったのですが、実際問題として左舷のほうが多いような気がしているのですが、先ほど議員がおっしゃったように、実際に両方につけるということは、これは会社としては「無理だ」とはつきり言わされました。つい最近できた新しい新造船を造る前から、ずっとそれをお願いしたのですが、両舷につくのは、全く無理だということを言われてきたのですが、1回だけ上がって、普通エスカレーターが上がる所から反対側にまっすぐ歩いていって、そこから上るという方法もあるのではないかということまで申し上げたのですが、そういう点も、今後またいろいろ強調してお願いをしていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） クイーンのエイトがじきに退役するということもありますので、建造する設計に入る前に申し出るべきではないかという意見もございますので、そのようにひとつ御配慮していただきたいと思いますが、これからはとにかく与論島だけではないのです。どこも高齢化ですので、本当にみんな言っていますから、この問題は本当に生活に密着した問題で、特に与論からは沖縄の本部に行ったり、那覇に行ったりもするのですが、医療の関係で行くのですが、航空運賃が高い関係で船の利用もかなり大きいところがあります。修学旅行生は一度ですので若いし、どうということはないでしょうが、やはり今定住している方々、高齢者の方々、あるいは障害者の方々のことを本当に訴えていく必要があると思いますので、今後ひとつ御尽力、御配慮をお願いしたいと思います。

以上で、2番の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、3番、町 俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町 俊策君） 質問いたします。

1 大金久海岸一帯の環境整備について

(1) 島の主要な景勝地である大金久海岸一帯の荒廃が顕著になっているが、整備の行き届いた景観や環境があつてはじめて、入込客の増にもつながり、観光の振興が図れることは自明の理である。大金久海岸一帯の環境美化・整備の必要性が痛感されることから、二、三年間は現在誘客活動に充てている予算を全額集中的に振り向けてでも、自信を持って誘客ができるよう

ここ一帯の景観環境整備に取り組む考えはないか。

2 清掃センターの建設に関する申し入れについて

- (1) 日本共産党奄美地区委員会及び同与論支部から提出された「清掃センター施設代替建設に関する申し入れ」について、町長はどう考えているか。

3 役場庁舎の建設計画について

- (1) 現庁舎は老朽化が著しく危険建物の状態にあることから、この際、役場の業務は、当分の間多目的屋内運動場を仮庁舎とし、ここで行うこととしてから、現庁舎の跡地利用計画、茶花商店街と新庁舎の建設等を結ぶ道路の整備を含めた新庁舎建設計画、茶花市街地の新整備計画の3つを同時に策定し、提案する考えはないか。

以上、3問について御答弁をお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1-(1)についてお答えします。大金久海岸一帯の環境整備につきましては、平成24年度から奄振事業を活用し進めているところでありますが、今年度はビーチクリーナを購入し、大金久海岸一帯の環境美化を進めたいと考えております。

また、相次ぐ台風被害による海岸線の環境整備として、平成25年度から大金久海岸町道沿いに約300本のフクギの植栽をしております。さらに、平成27年度から3年間で遊歩道の整備と植栽を行い、周辺美化に努めてまいります。

誘客活動につきましては、内容を精査した上で補助事業などを導入し、経費の負担削減に努めてまいりたいと考えております。

2-(1)についてお答えいたします。清掃センター施設代替建設に関しまして、日本共産党奄美地区委員会及び同与論支部から主なものとして、次のような内容の申し入れがありました。

- ①安全性について
- ②環境アセスメントの調査結果について
- ③建設場所の選定経緯と適合性について
- ④施設の効率化と運営・ごみの分別等について

今後の取り組みにつきましては、こうした要望を踏まえ町民への十分な説明とごみに対する意識啓発を図り、新しい清掃センターの整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に3-(1)についてお答えいたします。新庁舎の建設につきましては、今年5月に立ち上げました与論町庁舎建設検討委員会において、現在検討を重ねているところであります。特に建設場所につきましては、利便性や経済性、防災面のみな

らず、地域の活性化や財政面など、多面的な角度から、あるいは長期的視点から十分な検討・議論を重ねた上で決定していくことが重要であります。

また、仮に庁舎を移転するという決定になれば、新庁舎の建設設計画とセットで茶花市街地の振興に資するための跡地利用計画も策定する必要があろうかと考えております。

当分の間、多目的屋内運動場を仮庁舎にという御提案につきましては、現時点においては、選択肢の1つではありますが、財政的な問題とともに、現在スポーツ及びイベント活動等に広く活用されている同施設の本来の目的機能をストップすることにもなりますので、慎重な議論が求められるものと考えます。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町俊策君） 質問いたします。まず、ビーチクリーナは前回購入するということで決定をしております。そのことは分かります。私が言っているのは、ビーチクリーナで浜を掃除しただけでいいという問題ではないと思います。大金久海岸は、与論町の観光代名詞と言ってもいいぐらいのところです。あそこを御覧になってください。この間建てたハウス、周囲は草ぼうぼうではないですか。

それから、倒れているモクマオがまだ山積されているではないですか。まだ片づけてない立木のままの枯れた木もあります。

それから、ウインドサーフィンの場所、何かやりっぱなしの感じ、最もメイン商品であり、冬場のメイン商品と言っても過言ではないですし、それと、スマートさ、そういうものを売りにしているウインドサーフィンのあの有り様では、とてもではないが、がっかりさせるのではないか。

それから、もう1つには、グラスボートの受付所が2箇所できています。小屋と、それからもう1つ、地べたでやっています。こういったのもきちんと管理しないといけないのではないか。やりっぱなしではないですか。大金久海岸は。

それから、いずれにしても大金久海岸が砂浜だけということではなくて、背後地をきちんとやらないと、大金久は、いわゆる百合ヶ浜と大金久がセットです。そういうところをもう1回、駐車場の整備もするし、きちんとやり直さなければ観光地とは絶対言えないです。あれは荒廃地です。台風が毎年くるから仕方がないと言われても、来るお客さんは多額の金を払って、与論の美しい景観はどこだと聞かれたときに百合ヶ浜と言われてきてみたところが、あんな状態ではどうしようもない。ある意味では詐欺ですよ。詐欺。言っては悪いけれども。パンフレットだけきれいなものを外へ出して、来てみたらあんな状態。台風だからしようがないというのであるならば、お客さんに、「今、台風の影響で整備されておりません。」とか、何かお詫びの言葉も先におくっておくべきだろうし、「それでもよろしかったらい

らしてください。」とか。そういったことで、お客様の身にもなって誘客をしないと、一方的なものだけでは非常に困った問題だと思っています。

それで、私が提案したいのは、そういう状況のところに来てくださいという常識的なもの、これを疑っているわけですけれども、ある程度の予算は、大金久整備に回しても決して私はおかしくないと思います。きちんとしたこういう姿になりますというレイアウトを基に設計をして、そして、誰もが喜んで来られる、行ってみたいという気にさせる。そういう大金久海岸の整備が必要ではないですか。木が倒れたからフクギを植えました。何百本植えました。

[「答弁を求めたらいいよ、答弁を」と呼ぶ者あり]

○3番（町 俊策君） そういったことでは、私は本当に観光を思いやって施策しているとは思っておりません。どうか、そのへんも含めて、もう1回、この答弁以外のところで、どういう考え方をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。町長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに百合ヶ浜、大金久のほうに行ってみると、台風後という感じを受けてやっているのですが、ただ、そのまま放置しているというわけではなく、徐々にではありますが、少しづつでもということで一生懸命やっているつもりであります。ただ、この誘客活動費の二、三年分を充てるということになれば、今実際に営業をしている宿泊施設の方々が果たして生活していくかどうか、今、ほとんど行政のほうで誘客活動はしている状況にありますと、各個人でやるというのがなかなか財政的な面で、それができない状況の中で、それをストップするということは、非常に問題があるのではないかというのが考えられるのです。ただ、それだからといって、大金久海岸をそのままにしておくということではなく、やはり予算をそれだけの見合った予算を何とか今後捻出をして対応していきたいと。ただ、モクマオの枯れ木についてだけは、なかなかあれば非常に困っているのです。切って倒すということもできない、なかなかチェーンソーが歯がたたないということで重機を入れて引きおこすと、周りの木は全部ひっこ抜かれてしまうという本当に困っている状況にあるのです。

だからといってそのまま放置しておくわけにはいかないので、少しづつでもやっていくということで計画を立ててやっている状況にあります。ただ、遅々として進んでいないのが現状でありますと、今後また、いろいろな角度から御指導いただきながら、できるだけ早く進めていきたいと。特に、昔の大金久海岸の砂浜ではなくて、砂利浜みたいになっていますので、その浜の解消からということで無理に前の議会でビーチクリーナをお願いしたのでありますと、大金久海岸に対応できるよう

な機械をということで機能を設定しております。そういう点では、今後、浜のほうはきれいにできるのではないかと思っています。

それとサンゴがなくなるという、サンゴの中から貝殻を拾うとか、観光客の希望があるかと思いますが、それはまた1箇所に集めて、サンゴをみんな撤去して捨てるということではなくて、場所を決めてきちんとした形でできるようなやり方をしていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） とにかく、どうするんですか。あの一帯は。どのように与論の観光のシンボルとしてのですね。そういう考え方に行き当たりばったりのようで、「300本フクギを植えました。」とか。あれで植えたと。観光地としての植栽とは思えないです。単なる墓地の防護のような気がします。いずれにしてもどうするのか、それをはっきりさせて、その計画ができたならば、その計画を旅行業者とか、一般の方々にお知らせするようにして、期待を持ってもらって持ちながら誘客につなげていく。

また、その景観とか、そういうものが必要でない修学旅行とか、そういうのはまた別ではないでしょうか。だから、私はとにかく誇りのある島づくりとあわせて、この海岸の大金久のシンボル化をもっと進めていっていただきたいと、そういう気持ちでいっぱいです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 大金久をどうするのかということなのですが、私どもの考え方としては、自然の再生といいますか、大金久を植栽して徹底してグリーンベルトをつくりたいと考えております。できるだけ目立った施設はやめて、きれいな砂浜と、そういうグリーンベルトがしっかりとできる。ただ残念なことに植栽というのは、今日植えれば、明日生えてくるものではなくて、少なくとも5年から10年はかかるということで、御覧になれば分かりますが、植栽は中のほうに相当してあります。ただ、まだまだ足りないのですが、植栽をして、ちゃんとしたグリーンベルトを敷くというのが一番の大金久海岸の目玉になるのではないかと思っています。それと、砂を大切にして、きれいな、清潔な浜を創出することが一番大切ではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） もちろん町長がおっしゃるようなことでいいとは思うのですが、これをコンサルタントかどこかにお願いして、大金久海岸の期待図というか、何というか、環境の整備をもう少し、行き当たりばったりではなくて計画を定めて、もちろん台風という厄介なものはあります、もちろんそれも想定しながら、

やはりつくっていかざるを得ないのではないかと思うのです。「いっぱい木を植えています。」と言ったって、むやみやたらに植えたってどうしようもないです。木だって、一列に並べると、互い違いに並べるのとはぜんぜん景観も違ってきますし、だから、そういった方面も含めて、大金久海岸の自然を生かした周辺の環境の計画を是非、そして、やがてはこの大金久海岸がこうなりますと、しばらくお待ちくださいと、御協力くださいと、業者にも、また来られたお客さんにもそう説明しなければ黙っていて、あの状況を見せたら、それこそ本当に高い金額を払って来られたお客さんに対して申し訳がたたないということよりも、与論町の信用にかかわる大きな問題だと思います。だから、是非そのへんのところをもう1回考えを改めていただきたい。サンゴ礁基金というのもあるのではないか。いろいろな基金が、そういう方面はあるだろうと思います。こういう計画について、奄振から引き出す考え方もあっていいのではないかと思います。どうかひとつ、もう1回大金久海岸を早急につくり直していただきたい。元に返すことでもいいですが、元には返らないでしょう。モクマオがああいう状況ではですね。ですから、それを含めて、お客さんに申し訳がたつようにしていただきたいと思います。

それと、特に新しく造ったあの施設、また新たに何か造っていますが、そういうしたものも前あった施設の連携性、それから、そこにいらっしゃる方々、営業をなさっている方々への指導、それからグラスボート組合の方々の私服による半ズボンで真っ黒にして、目の玉だけギョロギョロさせていらっしゃいませと言ったって、客はびっくりします。ちゃんと、それなりのグラスボートの業者であるというような何か制服を着せるとか、そういうことで、本当にあそこに関しては重要な場所ですから、皆さんの特に観光課の方々の指導を強力にお願いしたいと思います。1番の質問は、以上で終わります。町長、将来像を含めてどう考えていますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 計画的にやっているつもりなのですが、大金久海岸の中の植栽は、国の方で台風災害の復旧ということで五、六年前から防砂林、防風林を主にして、今までモクマオばかり植えていたのが広葉樹も植えると、入り混ぜて、計画的にやっているのです。ただ、私どもがやっているのは、沿道沿いの植栽ということについては、これは計画的にその場所に適した木という考え方でやっているのですが、また、もし良い考え方があれば御指導いただければ有り難いと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 大金久海岸の浜は、保安林で保護されていなければいけないと思うのです。それが今はモクマオがなくなったということで、めちゃくちゃになつ

ていますよね。だから、守るべきところはきちんと守りながら、業者の人たちにも移動してもらったり、いろいろしなければ保安林も育たないのでないかという気がいたします。保安林は勝手に切ることもできないはずです。倒すこともできないですし、国のものですから、そのへんも陳情するなりしてしっかりしたものを作ってきていただきたいと思います。町長、保安林についての考え方をお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） おっしゃるとおり百合ヶ浜、大金久海岸一帯は保安林指定をされております。ただし、観光施設のメインの場所、中央の付近ですね、そこは保安林区域から外れております。ですから、その植栽については観光面のほうで対応していただくということで、保安林指定されている場所は、もう既に何億というお金をかけて植栽はしておりますが、去年、おととしの大型台風で、特に海岸沿いは、もう枯れています。ですから、そのほうも対策を今後県に要望していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 3番の役場庁舎の建設計画について、現庁舎は老朽化が著しく、危険建物の状態にあることから、この際、役場の業務は当分の間、多目的屋内運動場を仮庁舎とし、ここで行うこととしてから現庁舎の跡地利用計画、茶花商店街と新庁舎の建設とを結ぶ道路の整備を含めた新庁舎建設計画、茶花市街地の新整備計画の3つを同時に作成し提案する考えはないか、提案先はもちろん町民です。

○議長（大田英勝君） 2番についてはよろしいですか。

○3番（町 俊策君） 3番から先にお願いします。

○議長（大田英勝君） 質問はもう終わっていますので、次の展開に移ってください。

○3番（町 俊策君） 3番について、更に質問いたします。

なぜ仮庁舎を向こうへ持っていくかというと、1つには、移動したらどうなるかということです。庁舎を向こうへ、移動したら、人の動線、町民の動線、便宜性、いろいろなものがあると思います。試験的にやってみてはどうですかということです。今やっていることは頭上の計算だけですよね、頭の中だけで考えているので、実際にはどう町民が動くか。そして、さらに信用金庫、農協、Aコープ、それからいろいろな商店街、郵便局まで含めて、そういうこととのからみで、この動線が大きく変わるのはないかなという気がいたします。そのことが一つには、庁舎を新しい場所へ移転する、あるいは現在地に造るということにおいて、論議のテーマではないかと思います。

私が言っているのは、1回そういう現在ある施設を利用して試験をしてみて、そして、その結果を見て、いろいろな意見が出るのではないかと思います。ですから、

新庁舎建設については、そういう一つの経験的なものを含めて計画してはどうかなという気がいたします。

そして、地震はいつ発生するか分からぬのに、いつまでたってもこうやって補強、補強でやるというのは非常に人命軽視です。役場職員だけではなくて、ここには一般市民も来ます。そういうことも含めて、是非さっき高田議員からもありましたが、1つの欠けらが落ちて人の頭を直撃して死に至らしめたというようなことがあったときには、容易に想像できるにもかかわらず放置したということにもなりかねないと思います。だから、そういうことを含めて、早急な対応が必要だと思います。そのためには、一応の経験的なものも踏まえてみてはどうかと、役場が移動するということは、与論町の人々の動きの線、動線が随分変わってきます。それから繁華街としての現在の茶花市街地の様子も変わってくるのではないかと、変わらないという人もいますけれども、それはないかと思います。非常に大切なことですので、そのへんを含めて試験的にしてみてはどうかということあります。町長の考えをお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに明日地震が発生するかもしれない、今発生するかもしれないということを考えたときには、非常に心配でたまらないのです。そういう点も全く御指摘のとおりであります、ただ、私どもの立場からしますと、実は先日、この建物の耐震調査をお願いした会社のコンサルタントの社長さんに見てもらって、いろいろとこの庁舎を移したときに、庁舎の受入れ仮庁舎になるのですが、多目的屋内運動場を仮庁舎としたときにどのぐらいかかるかということで見てもらったのですが、これは正確な数値ではないですが、ざっと見積もって言われた金額を聞いて、もうびっくりしたのです。非常に下がほこりが立つようにできているものですから、下を全部取り替えるか、あれをきちんと板張りをしてやる場合、あるいは空調をどうするか、これを考えたら相当な億の単位どころではなく、最低二、三億円はかかると。それを移動する経費とか、いろいろかかった場合には相当覚悟しないといけない。これははつきりした数字ではないけれども、専門家を見てざっとそれぐらいかかるということを聞いてびっくりしたのですが、その金額的な面も含めて、今検討委員会で、それも選択肢の1つとして検討をお願いしてやっているところです。1番私どもが心配するのが、この場所から移動した時の財政的、経済的な、あるいは人の流れとか、その変化、それにどう対応するか。また、こちらに建設したときには、これこそ高層建築が何かということも出る可能性があるとしたときに、造るのも大変ですが、維持費も考えたら相当なものである。いろいろな角度から考えれば考えるほど、非常に迷う点ばかり出てきている状況にあって、検討委員会の

ほうではつきりいろいろな角度から検討して答えを早く出していただきたいと考えております。それを基本にして検討したいと考えております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今の向こうを仮庁舎として利用するということは、そんなに金がかかるというような、本格的な移動ではなくて、仮設的な考え方でいいのではないかと思います。下の床張りの問題にしても、靴で出入りするのですから、今の状態でいいではないですか。あるいは、それから各部屋をつくるのではなくて、この間見てきましたが、西原町の新しい役場はつい立てで移動ができるように、住民の人数の増減、それから役場の組織改革による課の増減があったときに自由に移動できるような形になっていました。そして、課内の横の連絡、そういったものも含めて、改めて今の向こうを利用するにあたって、何かをしてみなければ、想像だけで重要な問題を、将来に関わる島の問題をほっておく、机の上だけで考えるというのは難しいのではないかと。だから、その点を含めて申し上げているのです。ほかに場所があればいいのですが、どうかそのへんのところも配慮して1回実験してみてください。そしたら、町民も納得します。向こうに変えてみたが、何ら茶花市街地の繁栄について、繁華街については支障はなかったとか、便宜性に支障はなかったとか、町民が利用について難点なところはなかったとか、いろいろなことが出てくると思うのです。それをやった上で、百年の大計ですから、よく計画して良い計画を立てていただきたい、そういう思いです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃる考え方もあるかと思いますが、その何億という金を使う前に、委員の方々全部視察をして、実際に市街地の中から高い所へ移動されたところとか、今後与論で起きる問題をどうクリアしているかと、どういう状況になっているかというのを選択して、検討委員会で視察をしてもらってきたのであります。そういう点で、その検討は実際に移らなければできないということではなく、実際にやっているところの意見も聞けば、ある程度はできるのではないか。これは完全とは言いませんが、高額を使ってやること、それも必要だということとの委員からの回答があれば、それはそれ以外にないということであれば、それは検討しますが、まずは私どもの考え方が、執行部の考え方がこういうふうにしたいということになれば、偏ってみんな伝わっていくものですから、やはり委員会にお願いして、委員会のいろいろな角度からの検討を中心としてやるということになれば、それはその前に私どものほうから先に検討しますとか、それを中心でやりますということは、なかなか言えないと。言ったら検討委員会の必要性は全然ないではないかと。言えば、それで終わりなりますので、やはり検討委員会の検討の結果を

重視した形で考えてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 町長、今壊れたらどうしますか、明日あたり、あさってあたり、これが壊れたらどうしますか。地震が発生して使えなくなったら。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ですから、それはそう言われると、じゃあどうすればいいかという代案をお聞かせ願いたいです。もあるのであれば、そういう考え方をしたら、明日までにこっちを造らなければならないという回答しか出ないので、そういう聞き方というのは非常におかしいのではないか。そしたら明日まで代替地をつくれるわけはないのですから。それは聞かれてもできるだけ災害がないようにする以外に方向はないとしか答えられません。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 言っているのは、早急に対応しなければいけない問題を第三者委員会だとか、何とか委員会があって、やはり町長がリーダーシップをとって、それを決めていかなければ、町長が選ばれた理由というのは町民の代表として選んでいるのですから、それをいろいろな委員をつくって、そこにげたを預けるというのはどうかなと思う。

それから、緊急避難的な問題があると思うのです。そういうときはどこをお使いになるのですかと聞いているのです。どこかそういった場所ないですかと聞いているのです。今、そういう問題が発生したときに、そういう腹案的なものもお持ちではないですか。それを聞いているのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 早急にやらなければならないということは重々分かっているのですが、これだけの大きな事業を委員会、町民の声を聞くというのが基本になるのであって、それを無視して建設委員会などをつくって、その意見を聞いて、そんな悠長なことはないと言われると、今度は全部町長が独断で何でもやっていいということにしかならない。これは、町民の意見を聞いて、私は独断で全部やりますということを申し上げてはいない。私は町民の声を聞いて町政を運営したいということは申し上げてきたのですが、急を要するから、それは委員会は必要ない、こう決定しますと。そういうことは私にはできないです。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） そうは言ってないです。言っているのは、要するに町長がリーダーシップをとって、この島をどうこうする、ああこうすると言っているのですから、それを提案する。提案したものをその委員会の人たちが審議する。そしてま

た、別の案があれば、またそれを審議する。そういう形で積極的に持っていかないと、町長のリーダーシップが問われるのではないですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その場所を限定した提案もすることも1つの形かもしれません。私の考え方としては、現庁舎が老朽化していると、早急に決定をしなければならないということは申し上げますが、こっちをこうして、あっちをこうして、こうしたいがどうですかということになれば、町長の先入観が全部通っているのではないかということにつながっていきますので、そういうことがこの場所に造るということが決定できれば、それは問題はないかと思いますが、いろいろな問題が出る可能性のある問題については、町民の意見をできるだけ聞くようにしないと、リーダーシップが独断でやったということにしかならないです。リーダーシップと独断とは紙一重ですから、その点はやはり注意しないと、私はそういう能力しかないから申し上げるのですが、みんなが反対してもやるという、それだけの決断力がないからということになるかと思いますが、私はできるだけ町民の意見を反映したい。また、そのために、そういうふうにやりますという公約でなっているわけですので、是非それはさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） その町長が独断でという意味じゃないです。独断ではできないです。そうではなくて、町長が提案されて、それについて検討していただくというリーダーシップぐらいはあっていいのではないか。最初から丸投げで、その委員会で検討してくれというのは、どうもそれは何か、そこに町長が存在しないような気がしてなりません。いずれにいたしましても、慎重を期すことは大変大切なことですが、いつまでもほっておくわけにはいかないでしょう。だから、是非今後早急にいろいろなものを積極的に町長が乗り出されて解決していくように望みます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点については、我々が考えられるだけの条件はこうこういういうふうな考え方がありますということの提案はしてございます。その中に入っています。その件についても提案してはありますが、私が改めてこういうふうにするというその決断が、これは私に言わせれば独断にしかならないと思うから申し上げているのです。いろいろな条件を考えられるだけの条件を提示はしております。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩	午前	時	分
再開	午前	時	分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

○3番（町 俊策君） 分かりました。いずれにいたしましても、非常に早急に解決しなければいけない問題ですので、もっと活発に議論がなされて、いろいろな人の意見もくみ入れて、良い庁舎が安全な安心な庁舎、そしてまた活性化となる場所、そういういたところを検討していただきたいと思います。

次に、飛ばしてしまいましたから、2番の清掃センターの建設に関する申し入れについて。要旨としましては、日本共産党奄美地区委員会及び同与論支部から提出された「清掃センター施設代替建設に関する申し入れ」について、町長はどう考えているか回答をいただいたのですが、これは知っています。共産党から町に対する申し入れというのは、内容は分かっているのです。公のことですから、これについて、安全性についてどうお考えか、中身を教えてほしいということです。

例えば、安全性については、焼却したら煙突から出る煙は出ませんよと、煙突から出るときには何項目の安全性がとられていますよと、そういう回答です。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいま日本共産党奄美地区委員会からの申し入れの質問に関してでありますが、ただいま御質問にありました安全性についてであります、担当課といたしましては、安全性につきましては、このことは当然のこととして各種法律的基準に適合した施設を整備しなければなりません。質問の申し入れの中にも、万が一の災害時における環境への影響や対策という項目もありましたが、万が一であるため、災害の内容を想定することが難しいところであります。いずれにいたしましても、新しく建設される施設につきましては、ある程度の各種災害に耐えうる施設でなければならぬと思っています。

災害時の影響につきましては、建設予定地が島の西南西の端のほうに位置し、外洋にも近いということもあり、他の場所よりかは直接島内に及ぼす影響は少ないと、ではないかと思っています。以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 答えになっていないですよ。安全性についてどう考えるかという共産党からの申し入れについて、どうお答えしたのですか。アセスメントの調査結果ではどうだったのですか。我々は知らなければいけないことなのです。これらの問題を町民にどう説明し、どう理解を得ているのかということなのです。それがないと、今、盛んに反対運動もありますが、我々も困っています。私たちは、施設を視察してきましたから、煙突から出る煙はないよと、出るときはみんな無害にな

るのだと、そういったことは全部分かっています。

それで、私は2番目の問題としては、それだけ安全性の高い施設だからクリーンな与論島を表明するために、あの一帯は観光遊歩道もありますし、観光のあの辺、空港から出て遊歩道を通って、施設の見学コースにも入れて、与論はこういったクリーンな環境を維持していますので御協力くださいというようなもの。それから、島民の自覚性、そういったものを上げるためにどうしてもそこは見せてあげたほうがいいと思っています。隠すべき施設ではないと、現代の焼却炉は。これは四国に行きました折には、四国の1級河川、四国の四万十川は日本一きれいな水質を保全していると言いますが、あの上流、そして四万十川に流れが入ってくる支流、そういったところの地域には必ずごみ焼却炉とか施設があります。それでも、今の施設は汚いとか、そういったことの施設ではないです。ですから、私たちは賛成しているのですが、そういった意味からも、ひとつ向こうには十分見学をさせたり、そして遊歩道とかああいったものを使って与論独自の観光の有り様も提案したいと思っているのですが、今の共産党からの申し入れについては、一つずつ丁寧に町民にも教えてあげるべきです。同じようなことを言っているわけですから。ただ、共産党に実際会いましたが、今の場所に反対ではないと、こういうことでした。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

○3番（町 俊策君） 安全性が、まず第1番の問題だろうと思います。それにつきましては、私ども伊江島の焼却炉、10年前に造られたものを視察してまいりました。まだ真新しいような感触で、去年造ったのですかというような感じでしたけれども、しっかりとした管理がされていました。

よそから見ましても、非常に煙突、それから建物の色、そういったものが調和していて、1つぽつんとできていましたが、周辺は畠地ですが、「畠地の人達からも苦情は一切ありません」ということで、ちょうど位置的には与論島と同じ位置ではないかなという、北の風が吹くと海へ流れるというような感じです。

そして、1番肝心の煙突から出る煙、すなわち有害物質が出るのではないかということですが、今は日本は法治国家だから、そんなことがあつたら許可されるわけはない。それはいちばん厳重に審査され、それからまた調査されています。

1年に1回、それから半年に1回、もろに煙突から出る煙についての調査はしっかりと監督官庁がやっていると、そういうことから私達はいろいろな状況を勘案して今の場所で適切であるというものを造ってほしいと、そういう考え方であります。

どうか、そういうことも踏まえて、いろいろお話がありますけれども、できるだけ丁寧に分かりやすく、町民の方々に説明をお願いいたしたいと思います。とにかくさくでしょうがない、朝だろうが何だろうが時間を考えずわいわい騒いでいるのは、それは人的な意見です。やって悪いということではありません。反対は大変大切であります。反対意見のないのは間違いの元ですが、その反対のあり様、それから広報のあり様についても考えてくれたらいいなと思っています。そういうことで、このごみ焼却炉については、早急な対応をして早くクリーンな島にしていただきたいと思います。

私の質問は以上、終わります。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林 隆壽君の発言を許します。4番。

○4番（林 隆壽君） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

質問事項が、農業の振興対策について、要旨が、本町においても、少子高齢化が加速度的に進展し、農業従事者の高齢化も顕著であるが、将来の与論農業の担い手育成について、平成27年度は具体的対策をどう講じていく考えであるかお聞きします。

1 農業の振興対策について

- (1) 本町においても少子高齢化が過疎度的に進展し、農業従事者の高齢化も顕著であるが、将来の与論農業の担い手育成について、平成27年度は具体的対策をどう講じていく考えであるか。
- (2) JAあまみ与論事業本部では、平成27年度に高性能さといも選果機の導入を計画しているが、これを機にさとうきびの夏植えと里芋栽培の輪作を奨励し、反収の増と品質の向上を目指した栽培技術の確立を図る考えはないか。

2 少子化対策・子育て支援対策について

(1) 国においては、少子高齢化の進展に的確に対応するため、若い世代の就労・結婚・子育て等の環境を整備するとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい地域社会の形成を目指すこととした「まち・ひと・しごと創生法」が可決成立しましたが、本町では、平成27年度以降少子化対策等及び子育て支援対策をどう講じていく考えであるか。

3 公共施設の長寿命化対策について

(1) 国土交通省は、耐用年数を迎つつある老朽インフラ対策として、インフラ長寿命化計画により、自治体の点検技術者を平成30年までに5,000人程度を要請する方針を決定したが、本町においては、老朽インフラ対策をどう進める方針であるかお聞きします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1-(1)についてお答えいたします。本町においても、農家の高齢化が進行しつつあり、新たな担い手農家の確保と育成が必要となっております。このため、農業経営を開始した新規就農者につきましては、国の青年就農給付金（経営開始型）を活用しながら、関係機関の指導員等による栽培飼養技術の重点指導や経営診断等によるフォローアップを行い、担い手となりうる青年層の確保・定着に向けた支援に取り組んでおります。

また、農大等への就学や農業就業研修等の経験がない就農希望者につきましては、就農前の農業研修を島内で行えるようにするため、今年度から与論町新規就農者支援協議会を設立し、青年就農給付金（準備型）を活用しながら、おおむね1～2年程度、先進農家での実施研修等を行う研修制度を設立し、既に受入れを開始しております。

平成27年度以降につきましても、関係機関や地域の先進地農家等と連携しつつ、研修制度や支援体制の充実を図るとともに、国や県などの支援対策を積極的に活用し、将来の担い手農家になりうる新規就農者の確保及び定着に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、1-(2)についてお答え申し上げます。里芋栽培は土壤病害虫等による連作障害により、年々収量が低下することが知られており、多く里芋農家では3～4年程度で、他の作物との輪作を行っているものと思われます。

特に、さとうきびとの輪作につきましては、里芋の収穫が終了した後に夏植えができることから、労働体系的にも取り組みやすく、相互の反収向上にもつながるた

め有効的な輪作体系の一つであると考えております。実際に里芋の優良農家におきましては、里芋とさとうきび夏植えの輪作が励行されており、里芋の反収や品質の向上につながっております。

平成27年度に予定している高性能里芋選果機の導入に伴い、里芋の生産拡大に取り組んでいく計画であることから、反収や品質向上に効果の高いさとうきび夏植えとの輪作について、研修会等での啓発などにより、積極的に推進を図ってまいりたいと思います。

次に、2-(1)についてお答えいたします。まち・ひと・しごと創生法案につきましては、御承知のとおり、まちは「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、ひとは「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、しごとは「地域における魅力ある多様な就業の機会の創成」を一体的に推進していくこととしており、市町村の努力義務として制定されております。

このようなことから、少子化・子育て支援の対策としましては、経済的支援、育儿休暇と保育サービスによる両立支援、子育て支援に対する予算の拡充が必要であるといわれております。具体的な子育て支援につきましては、手当拡充・税制の工夫・子育て家庭に対する経済的支援・安定した就業の確保といった多岐にわたる支援策が必要であり、国の施策が求められているものであります。

今後、国の動向を踏まえつつ、町独自の支援策として、子供の数に応じて納税額を軽減できるような児童税控除や商工会と連携したポイントカードの利用など、子育て家庭への支援策の一環として可能かどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

最後に3-(1)についてお答えします。インフラ長寿命化につきましては、昨年6月に政府が成長戦略に盛り込み、同年11月には、国が「インフラ長寿命化計画」を決定し、これを受けた行動計画が、国土交通省など各省ごとに策定がなされております。これを受けて、鹿児島県は平成30年度までに、土木施設などの長寿命化計画を順次策定する方針とのことであります。

また本町におきましては、公共インフラを包括的に管理していく「公共施設等総合管理計画」の策定を現在進めているところであり、老朽化しつつある施設ごとに安全管理やコスト管理などを進めながら、計画的に施設の長寿命化に取り組んでまいる所存です。

具体的な内容といたしましては、庁舎、学校、道路、道路橋、トンネル、港湾、漁港、公営住宅などの大型構造物が主な対象となっており、これらの施設の一部については、専門業者及び技術者等を活用する交付金事業を導入しながら、老朽化施

設の定期点検や補修工事を行うなど、逐次整備を進めているところであります。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございました。

まず、担い手育成について、やはり高齢化が進んでおり、現状では、さとうきび、畜産農家がだいぶ減少しています。

さとうきびの農家におきましては、昭和60年を基準に比べてみると、約350戸ほど減少しております。これは高齢化によるものだと考えますが、畜産農家におきましても、今すごく値段の高い将来性のある畜産においても、やはり50戸減少しているという状況でございます。

また、農家戸数全体では200戸以上農家が減っているということは、とりもなおさず高齢化と、また少子化ということで大変危機的な状況にあることは皆様方もよくお分かりと思います。

このさとうきび栽培については、集団組織化の充実なり、畜産においては多頭飼育施設の充実・拡充、それから野菜や花の園芸作物においては、ハウス施設の老朽化の更新なり、あるいはトンネル資材等の拡充・更新という、この農業政策に多岐にわたった農業生活の充実が必要になっている、こういう現状にあります。

また、農地の流動化や集積による経営の大型化、これも今、日本全国で叫ばれていますが、やはり与論も例外ではなく、このままいきますと農家の大型化というのは、やはり避けて通れないのではないかと考えております。

こういう与論町の現状を踏まえて、今の若い農家が、若い後継者が、いつも切磋琢磨をして、研究をされながら活動をされている現状を見て、少しは頼もしいなあという安心感があるのですが、若い農家の方々が将来の与論の農業の有利性、あるいは不利なところというものを認識して、その上で、この与論の農業の良さというものを、与論農業の確立というものを進めていく上においては個人の力ではなかなか限界がございます。やはり町なり、公共のそういう国・県、そして町のバックアップというが必要であるかと思います。具体的にどういうのをしなさいとかというのではなくて、全体的にそういう状況に置かれている、そういう感じがいたします。

先ほどの回答にもありましたように新規就農者支援協議会等を設立して、いろいろやっておられるということありますので、是非これを徹底した形で支援をしていただくというふうにお願いしたいと思います。若い方々が人数、若い後継者が増えるということもさることながら、その後継者が農業に従事して、安心してそこで農業の経営ができるという基盤を確立するためには、やはり並大抵のことではない、そういう状況からしますと、町の大きな協力的なバックアップというのが必

要ではないかなということで、今日ここで質問させていただいたのですが、27年度、今少子化なり、そして日本全国では1億人の人口を確保するために、どうするかというふうにして国が一生懸命考えている、そういう状況でありますので、是非これは与論町においては、これを踏まえてバックアップ体制をしていただきたいと思います。町長、お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この過疎化に伴った、特に就農者の方々の減少というのが、高齢化というのが、非常に私は頭が痛いところであります。御承知のように一次産業というのは、1番重要な仕事だということで、農業、漁業を一次産業というのでありますし、この必要性は言うまでもないのですが、ただ仕事としてやるのに安心して生活できる、食べていける収入があるかないかで相当大きな増減の問題が出てくるのではないかと思うのです。

私ども、消費地から遠隔地にあるこの与論島において、農業環境を確立していくというのは、よほど考えていかないと非常に難しいところがあると。また、協力していくかないと大変難しいところであるということを認識した上で、私も行政としても、できるだけのことをしてきているのですが、今後、ただ農業だけでなく、もっと企業も誘致した形で、いろいろな種類の企業を誘致することによって、それに勤めながらできるという形ももっと充実していく必要があるのではないかと考えております。非常に小さい面積で生活を立てていかなければならぬということで、その点は行政が相当なテコ入れをしないとやっていけないというのは重々承知しているのでありますし、今後もいろいろな角度から支援してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。

今年の3月にも私は言いましたけれども、やはり農業だけの目線で考えるのではなくて、与論町の産業という中の一つの農業ということで、観光と農業と、それが一体となっていくという、そういう考え方もあると。そういう観光のバックアップで農業というのも恐らくこれからは必要になろうかと思いますので、そういう形の大きなスパンの中で考えていただければと思います。

それでは、続きまして、さとうきびと里芋の輪作体系による、栽培技術確立について伺います。これは少し具体的になりますが、与論町で里芋が本格的に栽培されたのが昭和59年、約30年になります。今の体系で本格的に出たというのは、マルチをかけて、収穫の時に総堀りをすると、そういう栽培体系であります。それより前に、ずっと前から恐らく100年ぐらい前から与論で里芋が作られたと聞かされていますが、その時はマルチなしの探し堀りと、少しずつ少しずつ出していく

という形の栽培方法でしたが、30年前にこういう大きな総堀りでマルチを使った栽培というのができて飛躍的に収穫量も多くなりました。平成9年度には90町歩、1,000トン以上の出荷量ができたのですが、その時に、やはり選果機がないといけないということで、平成5年でしたか、町のお力で里芋選果機を入れていただきたいのですが、当時は、さとうきびの面積が減るということで里芋との確執がありましたと、さとうきびの面積が減るのは里芋のせいだという、そういう確執があった覚えがあるのですが、その時にさとうきびの夏植えと里芋の植付け、それを輪作体系をすれば、両方ともこれはすごくいい効果が出るのではないかということであつたことがあるのですが、その当時は、さとうきびはさとうきび、里芋は里芋という農家が多かったものですから、どうしても面積の取り合いということになって、なかなか普及しなかったということがございます。作った方は、確かに効果が出たということなのですが、いろいろなそういう事柄で、なかなか普及ができなかつたという。ただ、その効果としては大きな効果がありまして、そこで本格的なそういう試験栽培なりを、やっておれば、良かったのですが、それができなかつたということで、今までできているのですが、回答書によりますと、今徐々にその効果が発揮されつつあるということで書かれていますが、これは何と言いますか、そういう面積を確保した持っている方、面積に余裕のある方ができるという、それをそろではなくて、これはさとうきびと里芋を作られている農家は徹底した輪作体系を確立する、そういう指導をやっていただきたい。

与論は、皆様よくお分かりのとおり、小さな面積で本当にギスギスしたそういう面積の中で工夫してやっているのです。ただ、やはり面積が小さいものですから、なかなか輪作を回す畑が少ないと、そういう条件の中で、これを何とか工夫をして、技術者の皆さん方が、いろいろな知恵を絞って栽培体系を確立することによって、与論の農業、与論の農業の体系というのは複合型農業、専作というのは10パーセントぐらいですかね、15、6パーセントぐらしかございません。ほとんどが複合です。そういう中での所得向上、あるいは収量増というのは、どうしてもこういう工夫をした栽培体系を確立することによって、農家の所得も増えるのではないかと思います。いちいち一般質問で言うことではないのですが、やはり皆様方への農家所得の確保ということを考えまして、どうしてもこれはやるんだということを再確認をしていただきたいということで、こうやって一般質問をしているのです。

町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問、全くそのとおりであります、今、さともは手選と機械選で、両方でやっているのですが、その差額は非常に大きく、だん

だん年をおって大きくなってきたということで、言い換えれば機械の性能が相當落ちてきているということと、機械メーカーが、もうないということで非常に苦慮してきたのですが、今回27年度には、どうしても新しい機械をお願いしたいということで、大体予算が2億2800万円の予算になるのですが、これが普通の奄振でいきますと、地元負担は大体3800万円、いわゆる町が3800万円、農協が3800万円ということになるのですが、今度の奄振法の中の農業創出緊急支援事業の中に入れると、負担が1167万円、いわゆる1140万円軽くなると、負担が少なくて済むということで、この事業にどうしても組み入れたいということで、前から何かまだ早いのではないかと言われる時から、定期的に県にお願いしているのです。普通の奄振でいきますと、それは大丈夫だとおっしゃるのですが、そういうことではなくて、この緊急支援事業に入れてくれというお願いだと、それだけの負担の金額があまりにも大きすぎるので、何とかしていただきたいということで、今一生懸命お願いをしているところです。必ずつくるという思いでいます。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 今、回答していただいたので、それでいいかと思いますが、ただ、大変補助率の設定で大変頑張っていただいておられます、地元負担、あるいは農協負担という枠の金額というのは、イコール農家負担になるので、ちょっと先走ったことで、内容をちょっと見てみると、3000万円以上の手出しがあるということで、3000万円以上の手出しありは耐用年数で計算して、それを元を取らないとならないという、そういう計算方法で、里芋選果機の利用料を設定するようございます。ですから、負担率が高ければ高いほど、農家がそれだけお金を出さなければいけないという状況になりますので、そうなりますと、今、キロ当たり33円のようですが、それ以上に上がりますと、今度は農家の負担が多くなって再生産の意欲がなくなるのではないかと、そういうことが考えられます。せっかく高性能という名前がついていますので、高性能選果機を導入しても、その生産量が上がらなければ意味がないこともありますと、是非そこは町長のお力で一生懸命負担率を下げていくように、そういう対策をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、少子化対策・子育て支援対策についてお聞きしたいと思います。

町長以下担当の方々が、いろいろな努力をされているというのは見たり聞いたり、話し合ったりして知っていますので、その中でどうしても今現在やっている少子化対策、あるいは子育て支援という、それからもう一步踏み込んだそういう対策をしていただきたいということで質問しています。

8月に地方創生本部の発足の時に有識者会議の中で、伊仙町の大久保町長が呼ば

れて、いろいろ事案を出されたようですが、日本の出生率ランキングを見てみると、伊仙町は1番ですが、与論は11番なのです。出生率に2.1で11番目にランクされているのです。与論の出生率というのは。全体では1.0とか、1番最低になると0.8とか、そういう出生率なのです。それを見てみると、何とか今の制度で少しは効果は出て踏ん張っているなということが見てとれます。このままでは少子化の解消にはならないと思います。もう一步踏み込んだ政策の拡充・充実をさせる、そういうことを努力していただきたい。そういうふうに思って、こうして出しております。

先の農業でもそうですが、子供たちが生まれて育って、大人になって、そして与論で働くということがないと、与論島はだんだんだんだん寂れていくということにもなりかねませんので、是非これをもう一度、いろいろな角度から検討していただいて、対応策を練っていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 少子化については、この日本全国、非常に一番大きな問題になっているのですが、私どもとしても本当に何と言いますか、朝夕子供の泣き声が聞こえるような環境で育ってきた経験があるものですから、今後いろいろな財政的な面からもできるだけの支援をしてまいりたいと思っています。

子供を育てる環境としては、どこにも負けないような良い環境にあると思いますので、その他の条件で少子化が進んでいるのではないかと思っています。できるだけ支援をしてまいります。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 伊仙町の子育て支援の支援策だけを見ると、伊仙町の3倍ぐらいのお金を出して与論町は対策をしているのです。それだけ一生懸命にやっておりますので、何かほかにいろいろなアイデアが出れば、その効果がぐっと上がるのではないかということで、あと一步、その工夫をお願いしたいと思います。

最後に公共施設の長寿命化対策について、これは先ほど町議員のほうからいろいろ活発な討議がなされていますが、やはり老朽化対策というのは、今から新しいものに変えるということはなかなか難しいですので、やはり前もってそういう検査をしながら対策をするというのは当然だと思いますので、是非これは御努力をお願いしたいと思います。

今まで具体的な事案を出して、どうしてこうしてというのを言わなかつたは、先ほども言いましたように、27年度からこれから先いろいろな問題がでてくる、これ以上の難しい問題がでてくるそういう中で、町長以下、皆様方が知恵を絞って是非対応していただきたいということでこうして質問しております。地方創生の本部

立ち上げの時に安倍総理が官僚に言った言葉が「人口減少という国難に立ち向かうには、日本を一からつくり直すという視点が欠かせない。霞が関の常識は忘れて地域にどんどん出て行ってほしい」という訓示をされています。これはやはり何十年先の社会を見越した国づくりの遠大な総合戦略を練りあげるには、硬直化した官僚的発想は捨てて、大胆かつスピーディーな対応が求められると、そのために地域に暮らす人々と英知を結集して国づくりをしていかなければならぬとおっしゃっています。これは与論町にも当てはまるのではないかと思いまして、こうして読ませていただいたのですが、やはり豊かな島づくりのためには皆様方が、これ以上の英知というよりも、皆様方の英知を結集して取り組んでいただきたい、より以上すばらしい与論町をつくっていただきたいということでお願いしたいと思います。このことについて、町長の御見解をいただき一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後、職員一丸となって頑張ってまいりたいと思いますので、御指導のほどをよろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） 4番、林 隆壽君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は、1時15分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前1時49分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。次は、1番、林 敏治君の発言を許します。1番。

○1番（林 敏治君） 第4回の定例会の一般質問を行います。

1 國の地方創生本部の創設に係る取組について

(1) 政府は、地方創生本部（まち・ひと・しごと創生本部）を設置し、地方の人口減少を克服するため、若者が定住する魅力的なまちづくりを促している。本町においても、地域の特性を踏まえた自主的な取り組みを推進していく必要があると痛感されるが、今後どう進める方針であるか。

2 農林水産物の輸送費支援対策について

(1) 農林水産物輸送費支援制度が創設され、輸送費の負担軽減が図られているものの、地場産品などを活用した加工品は対象外となっているが、現状をどのように認識し、その解決策をどう講じていく考えであるか。

3 少子化による学校の存続対策について

(1) 少子化に伴って高校の存続が本町将来の課題の一つである。子育てがし

やすい環境づくりを進めるとともに、地域ぐるみによる教育を推進する一方で、学校の魅力を高めて島外からの児童生徒を受け入れることのできる環境を整備するなど、島の子育て・教育環境に関する認知度向上の必要性が痛感されるが、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

以上、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に 1－(1)についてお答えします。内閣府に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」につきましては、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少に歯止めをかけることを大きな目標として掲げております。また、いわゆるアベノミクスの成果を地方に浸透させるため、1兆円を超える予算措置を検討するとの報道もありますが、各論や具体的施策の議論はこれからであり、今後のスケジュールとして長期ビジョンの策定及び来年度から5年間をスパンとする中期的な総合戦略の策定を目指すとの情報を得ている段階であります。

ともあれ、本町といたしましては、このタイミングを好機と捉え、若い世代の就労支援や子育て環境の整備、超高齢化対策など地域課題の解決に向けて皆様とともに知恵と力を合わせてこの流れに乗り、町の浮揚・発展につなげていくことが肝要であろうかと考えております。このたび行われる衆議院議員総選挙の国の動き等を見据えながら、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、2－(1)についてお答えいたします。平成26年度より開始された奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業の対象品目につきましては、奄美群島で生産され、本土へ出荷する農林水産物となっております。ただし、加工品については、御質問のとおり、単に切断、冷凍、解凍したものなどを除き、補助対象外となっております。このため、6次産業等の産物の島外出荷は対象外であるため、販路拡大等の障害となっております。

また、出荷地についても鹿児島県本土に限られており、沖縄止まりは補助対象外となっております。このことから対象品目・出荷地等について、地域の実情に適切に対応する制度にしていただくよう、機会あるごとに群島一体で要望してまいります。

最後に3－(1)についてお答えいたします。本町における少子高齢化は、たいへん苦慮されることであり、子育て支援の充実を図っていくことが少子化対策のひとつであると考えております。

また、地域の特性を生かした学校教育の取り組みは、魅力ある学校づくりの一つであると考えております。島の魅力と地域ぐるみの子育て環境の充実を図ることが

できれば、教育の島として知名度も向上するものと考えていますので、関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、3の少子化による学校の存続対策について教育委員会のほうからお答えします。

本町の持続的な発展や活性化のために、本町の規模に応じた人口の維持は極めて大切なことであり、その基盤として少子化対策は大きな課題であると認識しております。この課題につきましては、子供を安心して産むことのできる環境や町全体で子供を「未来からの留学生」として育てる地域づくり、親においては子育てのしやすいまちづくりも重要であると考えております。

また、御指摘のとおり、同時に魅力ある学校づくりを推進することは島に住んでいる人が、その魅力を認識するとともに、島外の方々が与論の教育と教育環境の特色を理解することにつながっていくと思われます。このような取り組みから与論町への留学を希望する人が増えるようにしていくことが高校存続につながるものであると考えています。

具体策につきましては、現在次のような視点で推進を図っているところであります。まず、与論高等学校、与論中学校の特色ある教育活動を発信していきたいと考えております。その発信につきましては、各学校や与論町のホームページ・教育委員会広報の「誠風」を活用し、広く町内外で周知に努めていきたいと考えております。また、全国与論会の会長さんを通じた情報発信も行いたいと考えております。

さらに与論高校がどこからでも受験できる普通高校であることや、平成27年度から推薦入試の制度が取り入れられたことなど、高校入試の制度の周知につきましても一層努力してまいりたいと考えております。

次に、こうした取り組みを支える宿泊先の確保や雇用につきましては、今後の課題として、関係団体等と連携し、解決に向けた創意工夫をしてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 地方創生本部の創設に関わる取り組みについてでございますが、地方創生の基本的な視点は、50年後に1億人程度の人口を維持するために、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に即した地域課題の解決を掲げ、その実現に取り組んでいくとされております。大きな都市をまねることではなく、地域の個性を生かして発想の転換が必要であるといわれております。このことについて、町長は何か今お考えになっていることがありましたらお願いをいたしま

す。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、改めて考えているということはないのですが、この問題については、突然に政府がしたばかりで、これを具体的にどうしようという考え方は持っていないのですが、今まで島の将来を考えた基本的な考え方、いわゆる何と言いますか、少子化対策、過疎化対策をどうするかというのを具体的にやっていけるのではないかと、国が今まで、声では大いに叫んでおられたのですが、これだけ具体的に出てきたということは、それを裏打ちする資金も予算もちゃんと組む用意があるのではないかと、非常に期待をしているところです。それによっては大いに頑張っていきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 県は町「まち・ひと・しごと創生本部」について、地方の責任のもと、自主性・主体性が発揮できる真の実効性を伴う施策の展開が望ましいと示しています。与論独自の自主的な取り組みについて、例えば移住定住促進を積極的に推進して、田舎暮らしの希望者などに対応できる視点を構築すると、そういったことが望ましいと思っています。現在2、3人ほど移住する希望者がおられると聞いています。どういう対応をされているのかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

移住希望者から毎年数名程度の問い合わせがあったりはしますが、今、御質問の具体的なところは、私は情報を得ておりませんが、もし移住希望者があれば当然、例えば、住居、住宅の情報の提供であるとか、そういった例えば、農業を希望されるのであれば、いろいろな農業の支援のほうの紹介とか、そういったことは当然やりますが、今御質問の具体的なところが分からなくてお答えできません。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 与論に住んでみたい、与論で仕事をしたいという方が現在2、3人は希望者がいると私はある人から聞いています。そして、それで役場の総務課に行ったということで、対応したかと私は思っていましたが、まだそれが分からぬいということでございます。

まず、空き家調査、どれぐらい進めておられるのか。またUターンしたい、後継者ですかね、農業後継者とかが、若い方が与論に帰ってくると、住宅は造れない、場所がない、農地には造れないといったような声が聞こえます。確かに農振法なり、農地法の規制が厳しいのですが、この機会にこういった若者が帰ってこられるような環境、つまり住宅をどうしても造らなければいけないとなると、やはり原野もな

い方々がいらっしゃいますから、農地にどうしても、家のそばに造りたいという方もいらっしゃいます。そういうことで、こういう機会に農地法の規制緩和というのが、一番大事ではないかと思いまして、昨年県にもお願いをしたところでございます。そういうことも併せて、この地方創生本部の設置を、この機会にこういった問題解決をすることも大事ではないかと思っていますが、いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この農地法の問題については、こちらに移住したいという人たちだけではなくて、島に住んでる人たちが非常に困っているところがあります。

先般、私ども企業誘致ということで、ある一定の面積を農地法の解除をしたのですが、そういうようなことができれば、今後検討する必要は十分にあるのではないかと思っています。

それと最近ですが、やはり仕事という面で、仕事があるかどうかという問い合わせを時々人づてに聞いていますので、つい先日も1人紹介をして呼んで、今実際島で働いているのですが、やはり一番問題は仕事と住宅、住めるところがあるかということで、幸いにその方は県営住宅に住むことができまして、すぐすんなり入れたのですが、そういう関係がありまして、住宅の空き家についても今後検討していく必要があるのではないかと。今までやってきた経過からしますと、なかなか家は空いていても貸してくれない、何と言いますか、島独特のそういう風習といいますか、そういうのがあって、なかなか最初計画したことが挫折といいますか、途中でやめた状況にありますが、再度検討する必要があるのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） もう待ったなしで、早くそういった検討をしておいて、やはり移住したいとか、そういう希望者の方々にやはり対応していくという、そういう何と言いますかね、そういう環境をつくっていかないと、後で後でということではなくて、もうすぐやらなくてはいけない問題だと思いますので、是非これだけはしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、鹿児島労働局が雇用施策でまず掲げているのが、新時代に対応した産業おこしの推進や特性を生かした産業振興による雇用創出、また若者世代の雇用機会を確保では、新規学卒者に対する援助支援・支援の充実や若年層の就業支援の強化、ニート等による支援体制充実を打ち出しているようです。今後も、こういったことを踏まえながら、積極的にしっかりと取り組んでいただきたいということでございます。町長この点については。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後また前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 次にいきます。農林水産物の輸送支援の対策についてなのですが、平成26年度から奄美の島内から県本土までの輸送コスト削減が開始されていますが、その対象品目と、その支援額はどれくらい現在のところあるか、産業振興課長。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 対象品目につきましては、今議員がおっしゃいましたように、奄美群島で生産され、本土へ出荷する農林水産物となっております。品目については、55品目、ただし加工品は補助対象外となっています。

予算につきましては、これは平成26年度予算の国費ベースでございますが、5億6000万円、27年度要望も同額ほどとなっています。国費ベースです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今、私が質問しているのは26年になってから現在までどういったものを支援しているか、品目を。そしてまた、どれくらいあるかということなのです。今現在していませんかね、7月からですけれども、今はやっていないということですね。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今、2月までの出荷分の予定で計算しておりますが、まだ具体的な額は上がっておりません。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 分かりました。それでは新たに創設された農林水産物の輸送コスト支援の中で、加工品は対象外となっていますね、その理由は何だと思いますか。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この点については簡単に申し上げますと、ほかでは沖縄もやつてないということです。ただ、奄振の検討小委員会という先生方の会合がありますが、そこに陳情に行ったときにお願いをしまして、発議をさせていただいて、せっかく国が、いろいろな国や県が企業誘致でやっていたいているのに、企業ができてもできた製品が輸送できないと、加工品とか、そういうものが輸送できないということで、これを何とかできないだろうかということでお願いをした経験が何か月か前にあるのですが、国土交通省の場合は、納得して事業に乗せてやろうということでやったのですが、これは沖縄の旅費と、飛行機賃も一緒です。それも併せてやったのですが、財務省のほうからそうすれば日本全国の離島を全部やらなければならないではないかと、沖縄もやっていないし、奄美だけ特別にということで、県

のほうも相当財務省に通ったのですが、とうとう実現できなかったというのが現状です。ただ、あきらめてはいません。それはずっとやろうということで、我々首長のほうも、議会議員の議長会のほうも、そして特に国会議員の先生方も、やらなきやならないということで、達成するまで頑張るという意気込みでおります。以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 加工品の品目としては、答弁書の中には水産物しか書いていませんが、農産物も相当含まれるようです。例えば、野菜、さとうきびから取れる黒砂糖なり、それから漬け物・ジュース、あるいはゼリー・お茶、薬草から取れるお茶、それから、もちろん水産物から取れる加工品、干し物、そういうのがあるようですが、これらを本土の特産品の物産展に出荷したら相当運賃がかかるということも聞いています。

そういうことで、沖縄と足並みをそろえるのではなくて、本当の与論として、大島郡として、産業として特産品を今から創出をすることのございますから、産業として将来性などを考慮して加工品の販路を拡大していくという、そういうやはり方策が必要ではないかと思われます。どう思われますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くそのとおりであります、沖縄並みにという言葉は使うべきではないと、今まで沖縄が非常に手厚くされてきて、奄美はいろいろ面倒はみていただいたのですが、沖縄ほどではないということであれば、沖縄ができないからこっちもできないでは、いつまでたってもその差は縮まらないということですので、沖縄並みということではなくて、これから私ども奄美が必要だということをお願いしていくというのが基本ではないかということで、会合では常に申し上げています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私も全くそのとおりだと思います。個人出荷については、支援ができない、組織をつくって団体をつくってしないと、それに輸送コストの支援は適用しないとなっていますので、是非とも与論町においても、いろいろな組織を立ち上げて、団体をつくってそこから出荷するというふうな、そういう流れが必要ではないかと思っています。

今後、奄美・琉球促進事業というのを新規に計上するようです。そして、与論から沖縄間の農林水産物輸送コスト支援の航空航路運賃軽減などに取り組んでいくと私は聞いています。大変私は期待をしておりますが、町長、どうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、私ども奄美は燃えているのですが、沖縄のほうの行政サイ

ドの説得をしなければならないという問題点が1つあります。それをみんなで挙げてやりましょうと今話し合っているところです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できる限り与論も沖縄とつながるものがありますので、是非いろいろな輸送でも、沖縄に出荷するということも大事ではないかと思っていますので、今後しっかりと検討されてお願いをしていただきたいと思います。

次に、少子化による学校の存続対策についてなのですが、公立高等学校の廃止校というのは、昭和50年4月から平成24年4月までの間で35校あるそうです。大島郡内では3校あるようございます。平成20年4月に徳之島高等学校、それから徳之島農業高等学校、そして、平成24年4月には大島工業高等学校を廃止したということでございます。

また、本町の与論高等学校につきましては、昭和40年に県立高等学校の与論分校として設立して、今年は創立48年目を迎えるということでございます。そういうことですが、平成28年の中学校の卒業生は、今のところ42人、そしてまた、今現在の小学校3年生は39人であります。やはりこういったことで、与論の高等学校は存続の危機にあるのではないかということで、私はこういう質問をしております。どうですか、町長。考えをお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、このことについては、7、8年前から非常に危惧して、いろいろな対策を練ってやらなければならないということで、検討もしてきたのですが、これには今の与論高等学校をよい進学校にしようではないかということで父兄の方々が頑張って、今非常に与論高校の、何と言いますか、進学率が向上しているということで、ほかからも注目されているのですが、先般の会合で、奄美で「どうしたらそういうことになったのか」と、説明をしてくれということで説明もした経緯がございますが、学校をよくするということが、すぐ高校生は産めないですから、やはり何十年か経たないとできないですので、やはり高等学校をよい学校にしていく、みんなが学びたい学校というのを育て上げるというのが喫緊の課題ではないかと考えています。

それとあわせて、先ほど言われています少子化の問題について、十分に取り組んで今後の対応をしていく必要があると考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 一番大事なことは、島外から児童をどうすれば受け入れられるかということでございますが、北緯37度線により分断されております、この歴史を持つ地域特有の文化を生かして、カヌーあるいはヨット、あるいはいろいろなク

ラブ、スイミングクラブとか、ダイビングクラブとか、そういう専門学科などを設置してはどうだろうかなどと私自身は考えているのですが、これについて教育長ひとつお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず、専門学科の設置については、魅力ある高校再編整備計画の中で、与論町がそういうものの受入れとか、いろいろなものを調査した上でしかできないので、即時的にそっちのほうに向かえるかということについては、将来的にはビジョンを備えながら、与論高等学校にそういう与論らしい学科というのも考えていかなければいけないとは思っています。高校生として。

現在においては、先ほどありましたように、現在非常に、高校も20パーセントから28パーセントまでの、23年度からの国公立大学への進学率があります。それから、併せて中学校での様々な特色ある活動もありますので、もう1つありますのは、高校が推薦入試も取り入れて27年度から行うということで、外から子供たちを入ってくる里親制であるとか、そういうものの形をまず発信できることからやっていこうというようなビジョンの中で、何十年後も先のものについては働き掛けながらニーズも考えていくというふうにしたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 先月学校訪問がありましたが、与論高校の教室が相当空いています。しかも静かです。当然、これは生徒数が少ないので静かなのです。そういうことも考えて、これから、私の提案なのですが、この間の意見交換会の中にもありました、今の教育委員、教育委員を是非増員していただいて、そして様々な課題や議題などの解決に取り組んでいく必要があるのではないかと、そう思っています。その点、教育委員を増員することについて、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 教育委員の件については、私の権限になりますので、私がお答えしたいと思います。

実は、5人教育委員はいらっしゃったのですが、いわゆる合併するかしないかということで経費を節減するという形で、町長部局のほうが相当いろいろな角度の削減をしたときに、教育委員会も人員は3人でいいのではないかということで3人にしたいという申し出があったのですが、いや教育委員は5人は必要だと、そのとおり、5人で続けてもらいたいと申し上げたのですが、いや3人でいいということで、それではそういうことでやってみましょうということで、そのまま今きています。私としては、今議員がおっしゃるとおり、やはり5人に戻すべきだと、つい先日も教育長とその話をし、また副町長ともその話を今しているところです。以上で

す。

○町長（南 政吾君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今後、やはり教育委員を増員していただいて、検討委員会などを立ち上げて、やはり希望と誇りが持てる、生涯を過ごしていくような地域の社会をつくっていくことが、私は望ましいと考えています。

今後、積極的にしっかりと取り組んでいただければ大変有り難く、今後の教育方針も非常にすばらしいものになるのではないかと思っています。

最後に教育長、御意見を。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 非常に大変有り難く思っています。2年後に控えた高校の創立50周年記念時に入学者が1学級にならないようにということで、今高校ともですね、熱い話の中から推薦入試を高校は独自に考えてこられました。それで、私たち教育委員会としても、町長部局と相談をしながら、今のような活性化のための総合的な里親制度なり、宿泊所の設置なり、就業を親が、もし一緒に来るならといったようなことも含めた、総合的に小3と現在の中学生ですが、そこにはまずはターゲットを絞って、そこを存続させてノウハウを使って恒久的に2学級存続ができる町の学校づくりに向けようということで、今その下地をつくりつつあります。頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 1番、林 敏治君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。

1 新清掃センターの建設場所及びごみの有料化等について

(1) 現在の清掃センターを現在の場所に建設した理由は何か。また、新清掃センターの建設予定地については、数十年後の建て替え時にも有効に活用できる場所であるかどうかの検討は行われたか。

(2) 建設推進委員会において、新清掃センターの建設場所はどのような経過をたどって決定に至ったのか。

(3) ごみの有料化は、焼却施設の規模算定に大きな影響を及ぼす事柄である。分別方法の変更と有料化に向けたスケジュールはどうなっているか。

2 職員が職務に専念できる環境づくりについて

(1) 職員の人事評価が一層客観的に行われるようにするため、新たな評価制度を検討し、導入する考えはないか。

(2) 行き過ぎた来客接遇や職場上の交際、イベントの数の多さ等が職員の日常の業務、自己研さん及びプライベートの時間確保に支障を来していないか。また、町長は職場内外でこれまでどのような配慮と努力を払ってきたか。

3 自然をいかし自然と共生する島づくりについて

(1) 大金久海岸の南側にあるトイレは、今まで再三にわたって自然災害により被災しているが、町長は、その要因をどう認識しているか。また、防災事業の一環とし、その撤去も含めて、現地を元の自然な姿に戻す考えはないか。

(2) 総合的な視点での海浜保全と防災事業の推進の必要性が痛感されるが、海浜に隣接する道路等を植栽帯として整備し、道路等は内陸部側に付け替えていく考えはないか。以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1－(1)についてお答えいたします。本町のごみは現在の清掃センターが運用されるまで、宇和寺住宅・与論島観光ホテル・海中公園センター・与論高校等の近隣地に埋め立て処理されており、公衆衛生面からも環境に安全で優しい焼却施設の建設が求められていたことから、清掃センター（ごみ焼却処理場）建設は、町民の生活に密着した喫緊の課題であったと認識しております。

建設に際しましては、当時総合グラウンド建設予定地と同時に現在の清掃センター施設建設用地を確保し、周囲の方々の御理解と御協力を得て建設したと認識しております。

次に、清掃センターの建設予定地につきましては、町ごみ焼却施設建設推進委員会の中で、複数の候補地について検討を重ねた結果として、同委員会から建設予定地として適しているとの報告を受けて決定されたものであります。

このことを踏まえて、数十年後の建て替え時にも建設予定地を有効に活用できるよう周辺地域の環境整備を進めながら、計画的かつ効率的な施設の運用を目指してまいりたいと考えております。

なお、数十年後の場所等の再検討につきましては、社会情勢の変化なども想定されますので、後の世代の判断に委ねたいと存じます。

次に、1－(2)についてお答えします。新清掃センターの建設場所の決定につきましては、町ごみ焼却施設建設推進委員会を5回開催し検討を重ねてまいりました。

建設場所の決定につきましては、地権者の同意を得た候補地や各関係機関からの情報をもとにした候補地等について、同委員会で現地調査と検討を重ね決定したと

ころです。

次に、1-(3)についてお答えします。ごみの分別方法につきましては、現在の分別方法が大きく変わることはないと考えております。現在は燃えるごみ、資源ごみ、その他ごみ(燃えないごみ)、粗大ごみに大きく分類されています。

変更になる可能性のあるものといたしましては、事業所等から排出される多量の段ボール類があります。現在、事業所等から排出される段ボールにつきましては、事業所等の協力により、他の燃えるごみと分別されリサイクルされています。ごみ有料化の際には、事業所から排出される段ボールにつきましては、分別が義務化されると考えております。

有料化に向けたスケジュールにつきましては、6月の第2回定例会でも答弁いたしましたとおり、一般廃棄物処理手数料等の改定に向けて町廃棄物処理有料化検討委員会で検討をお願いしているところであります。同委員会から最終報告を受けておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、できるだけ早く条例改正を行い、町民への十分な周知期間を考慮しながら実施していきたいと考えております。

次に、2-(1)についてお答えします。人事評価制度につきましては、本年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が新たに公布されたところです。

この改正は、職員等の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を主な柱とするもので、能力本位の任用制度の確立や能力及び業績に基づく人事評価制度の導入をうたっております。この法律を受けて、本町としましては、来年度中に必要な規定等の整備及び試行を行い、平成28年度から本格実施することとしております。

次に、2-(2)についてお答えします。職員の接遇や交際、あるいはイベント行事の多さなどが通常業務や休日及び時間外等におけるプライベートの時間確保などに行き過ぎた影響、あるいは支障があるといった具体的な事例が明らかではありませんが、一般論として申しますと、もとより公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが基本的な使命とされております。

本町の役場職員の多くが、例えば週末の休日等にもかかわらず地域行事や公共イベントに参加し、町民を先導していく地域活動等に積極的に取り組んでおり、地方公務員として他の地域に比べても誇るべき姿が見られるという高い評価を内外の皆様からいただいているところです。

しかしながら、そのことが同時に職員の休暇等を削ることになり、本来の業務や心身に悪影響等が生じるような自体となってはならないことは当然のことであります。

今後とも、町民や職員の声に真摯に耳を傾けながら、より良い職場環境の構築に努めてまいる所存です。

次に、3-(1)についてお答えします。大金久海岸南側に設置された通称「シーマンズトイレ」は、奄美十景など大金久海岸南側での利用者サービスの充実に重要な施設ですが、海岸に隣接しているため、台風の被害も受けやすく、特にここ数年、猛烈な勢力の台風襲来により被害も多発しております。

建設当時は林の中にあり、浜も広く砂も多くありましたが、現在では砂が減少し、汀線が迫ってきていることから、より被害を受けやすくなつたと考えられます。

砂の堆積量の減少要因といたしましては、接近する台風の経路が近年島の西側を頻繁に北上しているため、南東方向の風により砂が北に移動するものと考えられ、その影響を受けているものと認識しております。大金久海岸の中ほどから北の船倉にかけては、むしろ砂が堆積しており、実際にその状況を見てとることができます。

防災事業の一環として施設を撤去し、元の自然な姿に戻すことにつきましては、施設利用者が多いことや、隣接する町道及び背後の農地にとって、本施設が台風時の暴浪並びに飛砂風雨の被害を抑える役割も果たしていることから、当面は再度修繕を行い活用を図りたいと考えております。

先に申し上げましたとおり、当地区は長期的な海浜減少の傾向にあるため、場合によっては補助事業などを利用し、今後の災害を想定した上で、景観にも配慮した整備・対策を進めてまいりたいと考えております。

最後に3-(2)について申し上げます。ここ数年の大型の台風の襲来により、町内の海岸線全域が侵食を受け、海浜に隣接する道路等の崩壊等甚大な被害を受けています。

特に被害が大きかった南海岸一帯の海浜に隣接する道路につきましては、平成25年度町南海岸防災計画に位置づけ、海岸保全区域の指定に向けた取り組みによる防風林帯の整備、植栽帯の用地確保と併せた道路整備ができるよう、関係課と連携を図りながら、海岸保全と防災対策事業を実施してまいりたいと考えております。

町内の海岸路線は、風光明媚な景観を有し、観光地としての機能を果たす役割と農産物の輸送路線、町民の海岸利用に重要な役割を果たしております。御提案の海浜に隣接する道路等を内陸部に付け替えていくことは、用地確保の問題や財政負担も大きく、より慎重に判断せざるを得ないことから、今後の課題として検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 答弁書の最初にある数十年後の場所等の再検討につきましては、なんじやかんじやと言っていますけどね、私は数十年後の場所の再検討のことは質

聞いていないのです。数十年後も今の施設が利用できるような、いいですか、町長、現在の施設が30年近くなつて建て替えるということになつてきましたよね、そしてまた、今度新たに造る建設場所が、また今度は別の場所にいくとか、そういう無駄なことはしないで、その施設を使えるものは次の事業の時にも使えるようなやり方はどうですかということを、建設予定地の検討はされたかということをお聞きしているのです。聞いたことにちゃんと答弁して、人が質問したことについて、はぐらかした答弁書を書くな、課長。分かりましたか、いいか。今の場所に建設した理由は何か、今の場所に建設した理由については具体的に記述されていない。私が聞くところによると、今の場所に造ったのは、高い場所で煙突ができた場合は、必ず何らかの廃棄排煙、害になるものがでるから煙突はできるだけ高い所がいいと、建設場所は。そして、できるだけその排煙が周囲の人家とか集落などに入らないような場所にしよう。そういうことで、あの場所に決定した経緯があったと、当時の方から聞いております。

話はそれますが、その時に焼却した灰を4年間、今清掃センターの入口のあるところの藪の中に投げ込んでいたそうですね、町長。その汚れが今きています。それで県から指導を受けて宮崎に送るようになったという経緯があるということなのです。だから、清掃センターそのものが周囲に毒を出すというのは排煙だけであつて、施設そのものから地下水が汚れたり、汚染したりとか、そういうことはあり得ないと、もあるならば、ごみの投げ込みのタンク、そのポンプを使って廃水していますね、あの廃水処理はどうしていますか。横の側溝に垂れ流しにしていますか。そういうのが問題であつて、私が言っているのは現在計画している予定地の煙突の場所も、今ビドウで散歩道、遊歩道の、町長、今工事をしていますね。遊歩道を歩いている人に、顔の正面に煙突からの煙が当たる場所です。やることなすこと言うことが支離滅裂、こういう答弁の仕方をレトリック答弁というのだそうです。いわゆる肩透かし、ごまかし、要点そらし、きちんと問題点を捉えて、きちんとした答弁をいただきたい。

そういう意味で、今計画している予定地の跡、この施設が一定の耐用年数を過ぎて、次の施設を造るとなつたときにも、今の場所にまた次の事業の際にも、あの場所は適切であるかということも、検討の余地はあるのではないでしょうかと言つてゐるのです。どうですか町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） だから、そのことについては一番最後に申し上げたとおり、何十年と経つたら、いろいろと状況が変化していくわけですから、その時に判断することであつて、今ここに、この場所にまた建て替えるとか何とかと言えることじゃ

ないと申し上げているのです。

それと今議員がおっしゃったことは、私どもの非常に能力がないからかもしれません、その質問の文章からいくと、今お答えしたような文章でしか受け取れない。今説明を受けたから分かったのですけれども、この文章からは、そういうふうにしかとれなくて、こう回答したのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、少なくとも20年、30年後ぐらいのことは考えて行政や事業は進めていいのではないですか。この先にある数十年後というは、2、30年後ですよね、2、30年後の場所の再検討につきましては、社会情勢の変化なども想定されますので、後の世代の判断に委ねたいと思いますと、私にすれば、あまりに情けない、徳之島の清掃センターも今度建て替えるといって、60億円かかったそうです。また近々建て替えると、与論町のこの清掃センターがどれだけ金がかかるか分かりませんが、後の世代に負担をかけないように、使える設備は使えるようにして維持管理して長寿命化を図って、町民へ還元することを、そこを考えるのが私は町長だと思うのですが、そこまで考えが及ばないと言うのでしたら次の質問をしますが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） あなたが言うことが、どうも私は頭が悪くてかもしれません理解できないのですが、私どもとしては、できるだけ再三申し上げているとおり、何十年後も活用できるということで、そのつもりでやっているけれども、時代が過ぎたら、それはもうどうなるか分からぬから、それはその時の判断にしか任せられないということを申し上げているので、それは効率にしたら、いろいろなことから検討すると、効率は非常に向こうが効率的であるのは間違いないと思います。私もあの瓦れきをどういうふうにして処理するかということになれば、改めて町の財政だけであれを処理するということは非常に難しいところがあって、事業と併用して向こうの整備もしたいということで申し上げているのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今町長が述べられたあの場所を選定した経緯についてお聞きしたいのですが、課長、電話連絡したとおり会議録は持っていましたが、会議録では場所選定したときに多数決をとられていますね、5対4で。その時の会議録を持っていらっしゃいますよね、その時に出席した方は何人ですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 9人です。

○議長（大田英勝君） 5番。

- 5番（喜山康三君） この会議は第何回の会議ですか。
- 議長（大田英勝君） 環境課長。
- 環境課長（福地範正君） 第3回目の会議です。
- 議長（大田英勝君） 5番。
- 5番（喜山康三君） その時、出席した議長の名前は教えていただけますよね。
〔町長「名前がね」と呼ぶ者あり〕
- 5番（喜山康三君） 委員の名前だから教えていいのではないですか、何人、だれだ
れが出席したか。
〔町長「委員は委員でも出席した委員は」と呼ぶ〕
- 5番（喜山康三君） 会議録の表紙にあるでしょう。
- 議長（大田英勝君） 環境課長。
- 環境課長（福地範正君） 今、議員のほうから御質問のあった委員名の披露ですが、
お聞きしますと、議員も手元に資料があるそうですので、それを御覧になっていた
だきたいと思います。
- 議長（大田英勝君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 私が、そちらからいただいた資料では、2回目の委員会で、こ
の場所についてのことは決定されたのではないですか。
- 議長（大田英勝君） 環境課長。
- 環境課長（福地範正君） 委員会は、最終的に5回もたれております。私が認識して
いる範囲におきましては、4回目の会で決定されたものと認識しております。
- 5番（喜山康三君） 多数決をとった日です。
- 環境課長（福地範正君） 今議員がおっしゃいます多数決に関しましては、第3回目
の委員会で実施されておりますが、この内容を見る限りにおきましては、少なくと
も会の最終的な判断をするための多数決ではなく、どのような考え方を持っているか、
反対なのかという現状を確認するための多数決だと認識しております。
- 議長（大田英勝君） 5番。
- 5番（喜山康三君） 町長、伺いますが、この会議録の中に、9月にもお聞きしまし
たが、行政側の意向に沿う形ではないかという委員の意見に対して、町長は9月
に、私に、ただ、もし言つたということであれば、町有地がそこだけしかないと、
町有地はほかにないのです。町有地がそこだけしかないということの考え方で言つ
たかもしれません、私は指示をした覚えはありません。指示していませんとい
うことですが、それはおっしゃるとおりだと思います。
- 議長（大田英勝君） 町長。
- 町長（南政吾君） 言つたかもしれませんとということは言っていないです。私は

一切指示はしていません。こちらがいいのではないかということは、最初から環境課がでてから、その場所の選定とひと言でもその可能性を言ったら誘導になるから、それは言うなということで、職員に全部注意してありますから、そう言ってから自分で言うはずはないです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ここで言ったかもしれませんけど、会議録があるから私はそのまま読んだだけで、9月の議会で。

課長、議員からそういう発言があるということは、誰か行政側がそのようなことをニュアンスを漏らしたのか、指示はしてなくもですね、それをほのめかすような言動があったから、こういうことが委員から発言があると私は理解するのですが、どんなものですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ちょっと質問の趣旨は理解しにくいのですが。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 要するに、私はこういう場所を決定するとか、こういう委員会を経て物事を決定していくということで町長は言われているのです。様々なものをするときに、町民の意見を伺うために、諮問委員会を通して意見を伺う。その諮問委員会の中に決定機関の構成員である議員がいたりとか、役場の公務員がいたりとかというのは、どういう形で理解すればよろしいでしょうか。それについて、町長の考えをお聞きしましょう。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 役場の職員が委員になっているということは、執行部としての説明を。

○5番（喜山康三君） 委員じゃないんですよ、委員ですよ、スタッフではなくて委員ですよ、委員の中にと言っているのです。高田さんが入っているでしょう。高田りえ子さんが入っているでしょう。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） そのことにつきましては、この委員会の構成が与論町内の各種団体の長、そしてまた各集落の館長さん、そういう方々の中に、たまたま役場職員が役職をされていたということです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だったら、議員のことはどう思いますか。諮問委員に議員が入っているということは、どうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それは、議員の場合は議員の意見として、代表して意見を承りたいということで入れてあるのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろんそれは、おっしゃることは分かるけれども、こういう諮問委員会と会合の中に議員が入るということは、ある意味では、ほかの委員の皆さんにいろいろな意味で圧力になりませんか。本当にスムーズな、町長待ってください。これは答弁は必要ないのです。副町長どうですか、町長はいいです。副町長。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 私は、ならないと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういうことがまかり通るのだったら、議会も諮問機関のそういう公聴会も全く私に言わせればでたらめ、本当の意味での町民の意見を吸い上げるような制度やシステムにするのがそちらのお仕事ではないでしょうか。

[何事か呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） うるさい何言っているんだ。

だから、そういう中で、諮問委員会の中で特に採決機関である議員が入ったりするということは、やはり遠慮すべきことであって、その決定に大きな影響を与えると、是非事務局長、それもいろいろあると思いますので、今後の諮問委員会の在り方として是非検討し直してください。これを要望して次に移ります。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 議員の方というのは、あなた方はいつも会合がある時に町民を代表して、ということおっしゃられるのではないですか。私どももこういうことを大事なことについては、できるだけ議員の方も参加して、できたら全員参加してもらって討論をしてもらえば助かるのです。皆さんは、町民の意見をみんな受けてやっているのですから、自分勝手な意見を申し上げているのではないと思います。そういう方々が、その中からしようがないから代表でお願いしてやっているので、そのことは、今後重要な問題であればあるほどお願いをして御指導いただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 会議の在り方とか、会議の構成の在り方とか、その辺についても全く考え方方が違うので、もうこれだけにしておきます。

それから、新清掃センターの規模の問題とか、検討委員会では場所だけの問題だけしか論じられていないのです。いかに将来に向けて、町民の負担を軽減するようになるか、そのことについて、ほとんど論議されていない。特に、有料化を先送り

にして、ごみの分別を先送りにして、清掃センターの規模が8トンで適正だと、事業計画の在り方としてめちゃくちゃ、逆さま、こんなの一般企業だったらすぐ倒産です。やることが逆ではないですか。だから、ごみのある自治体では16種類に分別して、燃えるごみを削減したことによって、焼却センターの建設費用を半分以下に抑えたとか、ごみの量を20パーセント以上削減したとか、そういう事例がいっぱいあるのです。単純計算して、今8トンの規模ですよね、町長。これを20パーセント削減したら常識的に考えて6トン、7トンの規模でもいいのです。

そして、有料化したことによって、さらに1割から多いところでは15パーセントぐらいごみの量が減っている。それはもちろん当然中には不法投棄もあるかもしれません。その代わり分別することによって、燃えるごみを一生懸命努力した結果もあるかもしれません。合わせると3割近く、あるいはそれ以上のごみの減量が達成できるのです。そしたら今の清掃センターの建設規模は5、6トンでいい、ましては少子高齢化に向かっている10年・15年後になれば、今は焼却炉は簡単な話が10時間稼働して対応してもいいではないですか、間に合わなければ。4、5年後は8時間回転でいいではないですか。そういう設備の運転の方法もあるのではないか、町長。そういう意味で今の8トンという算定は、私に言わせると余りにも大き過ぎる。私が会社の社長だったら、8トンなんて絶対造りませんよ。どうですか、町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに、今議員のおっしゃったとおり、これは間違いということではないです。それはそういう考え方もあるかと思います。私どもが考えたのを申し上げますと、まずは離島であるということ、リサイクルできる資源をこと細かく、ある地域では27品目まで分けているところもありますが、そうしますと輸送費だけでマイナス、赤字が相当増えるのです。輸送費用を計算したときに、それと町民への負担も考えたときに、今的方法がいいのではないかと、あと1品目か2品目はもっとより分けないといけないのではないかという考え方はしていますが、1から10まで全部細部にわたって分別をやったときに、リサイクルするというのは非常に逆にものすごくコストがかかるという現象が起きるのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、こういう答弁をもらっているのだから、それを裏付ける何か資料もあるのですか。分別すれば町民の負担が大きくなる、住民にこれ以上負担はかけてはいけない。だったら、8トンの清掃センターを造って、何でもかんでもぶっこんで回したほうが与論町民にとっては得だという論法にしか解釈できないのです。

そうではなくて、私が提案したこと、言ったことに対して、町民の将来にわたって負担が少ないためには、どのような方法をとろうか、何をしようかと、それについて、担当のほうにその試算なり調査なりをさせたことはありますか。分別した場合、どのくらいのコストがかかるか、その試算も何もなくて、やぶから棒に当てずっぽうでものを言われても、はいそうですかというわけにはいかないではないですか。

それから、この中で、ごみの分別の方法については変更になる可能性があると言いながら、事業所等から排出される多量のダンボール類、これは産業廃棄物ではないですか、今、一般廃棄物の話し合いをしているのです。それは業者が責任を持つべきであって、こんなのは分別と関係ない話ではないですか、町長。

だから、ごみ行政について一貫した考え方とか、将来にわたって町民に負担をかけないように、どういう創意工夫をしようとか、どういう分別体制をつくろうとか、収集方法にしようかといったことについては、何ら検討もしていなければ調査もしていない、勉強もしていない、ましてはトップがそれも指示しない、ほったらかし、私にはそうしか見えないのですが、そうじやないですか。分別先送り、有料化先送り、財政力がない、財政力がないと言いながら、これだけ大きな清掃センターを造って、ましてや表玄関に、町民からも非難ごうごうの場所に、それで町民が納得されると思いますか。町長、町長は民間の会社の社長でしょう。こういう経営の在り方がありますか、まずは経費削減をどうしようか、まずはこれをいかにして少なくしようかということを、先にやるべきではないですか。それから施設規模も算定すべきではないですか。副町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 造る前に、そういう検討はある程度しているのです。いちいち提示はしていないですが、担当課のほうで業者とともにいろいろな角度から検討に検討を重ねてやっているのです。それから、ごみの分類の問題についても、データを出して言うべきだと言われるのですが、そういうこともあるということを申し上げると、この前、大崎町に行って見たときには、その担当課の話だと27品目に分類したら、ほとんど車でそのまま運んでいくのがいいのだけれども、1回積み替えると赤字だと、積み替えていく所は全然採算が取れる問題ではないということを、はつきりデータで教えてもらいましたので申し上げたのですが、与論の場合も、これは1回積んで、また降ろして積み替えて、また行くということになれば、これは全然採算が合わないのは目に見えて明らかなことで、いちいち計算をしてやるというのも、これはほとんど無理な話で、ある程度ほかの地域のところのやり方を見て、その内容を聞いて初めてそうだと判断せざるを得ないのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 燃えるごみを少なくすることは、結局灰も少なくなるのです。処分場の寿命が延びるということです。別の要素も出てくるのです。処分場を長寿命化させること、そしてまた、町民への負担を軽減させること、そういうのを総合的に勘案したときでも、焼却ごみを可能な限り少なくさせるということは、とても大事なことで重要なことであると。私はこのことについての、御担当も大事だと思います。トップの副町長、町長、きちんとこういうことの戦略的な島の、町の財政を将来どうするか、今のお金の使い方をもっと1円でも10円でも削減する場所はないかについて精査し、それについて事業を提案し現場に指示してさせりうるのが一番大事なことだと思います。

だから、これについてもっと留意して、10年、20年、30年ぐらいまでのタイムスパンで事業展開するのは当たり前の話だと思うのです。是非こういう形で進めていただきたい。

次に入ります。職員が職務に専念できる環境づくりについてですが、やはり与論の島の習慣、慣習、いろいろな意味で本当に仕事が頑張りやすい環境にあるかどうかということは、つくづく私も反省するところです。役場職員にがんがんものを言うばかりで、私たち議員や町長、副町長が本当に職員が頑張れる環境を邪魔しないようにやっているのか、一番お前が邪魔しているではないかと言わないでください。

先の9月にも副町長から言わされたのは、評価制度を入れてやっていると答弁があったのですが、今回も同じですが。自分がどう評価されているか、そのことについて検討するという答弁だったが、それについてはどうなっているのですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 職員の勤務評定につきましては、昨年の10月・12月に提出してもらった勤務評定に、その評価の仕方にかなりばらつきがあった関係で、なかなか参考にできないということで、昨年の12月に勤務評定の規則の一部を改正してあります。今年1月から適用するということで、今年10月には、提出する前に各管理職に集まってもらって、一応その評価の仕方などについて共通理解をしていただいた上で、勤務評定書を提出してもらったところです。

今後は、こういったものを活用できると思いますので、十分活用してまいりたいと考えているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） どういう評価制度となっているか具体的に分かりませんが、これも私たち議員のほうにも、こういう評価のやり方でこうしていきたいということでいろいろ勉強させていただくようお願いします。

それから、正規職員は当然のこと、非正規職員の待遇についても、いろいろな問題があると思いますが、先般NHKの「クローズアップ現代」の中で話を聞きましたが、今、非正規職員の平均年収はどの程度ありますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ただいまの御質問、臨時職員の平均月収は、職種によって差はございますが、おおむね、11、2万から13、4万円程度だと認識しています。

○5番（喜山康三君） 年収ですよ。

○総務企画課長（沖野一雄君） 失礼、今月収で申し上げました。掛ける12か月ぐらいだと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） さっきのNHKの「クローズアップ現代」とか、今ワーキングプアとか様々なことが言われて、若年層の低所得化に拍車がかかって、なかなかこれが改善できないという時勢にありますが、年収124万円ないぐらいではないかなと私は思ったのです。大ざっぱに計算して。NHKの話では、124万円というのは生活保護者の金額で最低限の給料なのです。これが日本には641万人もいて、与論町の臨時職員は生活保護の方と同じで最低限の報酬しかいただいているのです、ということになるのです。それは与論だけではないかもしれません、私がぱっと見て、非正規職員いわゆる臨時職員の方々を見ても年代のばらつきはもちろん、それとともに能力に非常に雲泥の差が、開きがあるような感じに見受けられます。町民からも指摘されます。その辺についても町長、別の形で何か頑張る職員に対しては、何かの形で上乗せ等をしてあげられる制度というものがつくれないものか、それについて研究はされたのか、研究されたことがあるのか、総務企画課長どうですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 私の立場でお答えできる範囲で申し上げたいと思います。

今、御指摘のように、非正規の公務員は全国で60万人を超えていていると言われています、今御指摘のように官製ワーキングプアという言葉があるようですが、おっしゃるように正規職員と比べて相当な格差というのが、しかも固定化されつつあって、それをどうすべきかという問題が今、国ほうでも緊急に取り組まなくてはいけない課題だと言われています、私ども与論町におきましても、それは非常に重要な問題だと考えております。

と申しますのは、今、役場の正規職員は100人を超えているのですが、一方臨

時職員は130人を超えております。そういう実態は、ほかの自治体と比べましても、非常に与論の場合は、そういう点はかなり厳しい状況になっていると認識しています。

しかしながら、与論の経済の先行き、あるいは現状を考えたときに正職員を増やすことはなかなか厳しい面があるということで、それをカバーするのは臨時職員で、何とかカバーしていかなくてはいけない現実を抱えております。

今おっしゃるように待遇につきましては、生活保護すれすれのレベルだということも、そのとおりだと認識しております。

そして、今おっしゃるような御質問の中で、臨時職員の中で優秀な職員については、例えば正規職員として登用する、あるいはもっと賃金を見直して正規職員に近い待遇で処遇するという方法も当然検討すべきであろうかと思いますし、私自身も今からは、そのような時代に入っていますので、できるだけ正規職員よりもむしろ臨時職員の皆さんとの仕事に対するやる気、モチベーション、そういうものを高めていく努力を是非とも近いうちに、近い将来しなくてはいけないという局面に差しかかっていると認識しています。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 是非町長、職員の、さっきも言ったように評価と報酬、給与というものは連動するので、この辺についてどうですか、しっかりそれを研究し調査して提言できるぐらいの機関なり、諮問機関を町長のブレーンとか何かでつくっていただくことはできませんか、どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この世の中で一番難しいのは、人の価値を判断する、能力を判断することなので、今のところ実際にやっているのは、職種、どの部門にいるかという職種によって、ある程度差がついているのですが、同じ仕事をする中で、この人はよくできて、この人はできないという差をつけるということの難しさというのは、非常に難しいところがあるなと思うのです。一応は議員がおっしゃったように、いろいろやる気を起こさせるというのは、それをしないとやる気を起こさないという、1番の特効薬にもなるかと思いますので、一応まだ内部でできるかどうかは別にして検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ずっと同じ質問をして、ずっと同じ答弁をもらって、似たような答弁で申し訳ないなと思いながら、なかなか前に進まないなという感じがするのですが、3番に移ります。

大金久海岸のシーマンズビーチトイレの被災の件ですが、観光課長、今までこの

被災した工事費の合計は幾らになっていますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ちょっと今その資料を持ってきていないので、後ほど提出したいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先般、観光課長から資料をいただいたのでは1600万円ぐらいになっていますよね。

それで町長、海岸に隣接しているため、台風の被害も受けやすくと言っていますが、海岸に造るから被災するのであって、海岸に造らなければいいのです。観光道路を歩いていて、ああいい眺めだなあと思っていたところに、突然変なコンクリの建物が出てきて、百合ヶ浜を見ていたらトイレが見えて、また次はきれいな浜が見えて、大体あんなところにトイレを造ろうと思った担当者自体の脳みそも考えられないですね、どういう考えをしているのか。まあいいです。

それで、そういうことが往々にしてあるのです。この清掃センターの煙突もそうなのです、実を言うと、船から降りてきて船のデッキの上から見たら、出来上がったら清掃センターの煙突が見えて、飛行機から降りたら清掃センターの煙突が見えて、これでいいのかなと私に言わせればどっちもどっちだと思います。

この景観のこともありますが、ここで今まで年がら年中被害を受けて、被害を受けましょうと言わんばかりの場所に造っているようなものではないでしょうか。公費の無駄遣いというのはまさにこのことではないですか。これだったら思い切って撤去するなり、内側に土地を手当して、再度もう一回造ってもいいのではないかですか、どうしても必要なら。

前にも話したとおり、前浜のこととか、今の供利湾の中の被災の問題、これはよくよく見ると、皆さんは自然のせいにしていますが、みんな公共工事に原因があるのがほとんどではないですか。やってはいけないことをやっている。やらなくてはいけないものをやらないで、変なところに、砂浜の擁壁があるべき所に、植栽帯であるべき所に、石垣を積むものだから、そこにこの暴浪というのが発生するのです。それがまた次の破壊を招いて、次々、またあっちに石垣を積んでやろう、こっちに石垣を積んでやろうという形をずっと繰り返していく。そして、汀線が迫ってきていると言っていますが、航空写真で確認されたのですか、これは。町長。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） この汀線の件は、実は1946年の航空写真と建設当時の平成8年の航空写真から見て、そしてまた、平成23年に行った与論町海岸実態調査にも、1946年からすると大分砂浜が2分の1に減少しているという事

実があります。それで、その当時は、そこは全く波がくるという想定はされていなかったと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この汀線が迫ってきてるというのは、このシーマンズビーチの一部ですよね、ほかの部分は全部汀線が前に進んでいます。昔の船揚げ場はずっと砂に埋まって、もう入れない状況になっていますでしょう。そして、グラスボート発着場も砂に埋まっている。大金久海岸全体が基本的に全部汀線というのは前に伸びているのですが、この部分、この辺の周辺だけが特にシーマンズのあるところ付近が、それは急速に進んでいる。

これは簡単な話が、そこに次々石垣を積んで、そういう人口構築物を造ることによる攪乱波みたいな、いわゆる暴浪みたいなものが発生することによって、周辺を次々破壊して侵食しているだけなのです。だから、可能な限り元の形に戻すような事業をするためにも、今の道路をもう少し下げた形に改善することはできないのか。それを10年計画でも20年計画でもいいですよ。前浜の部分でも今の道路を植林帯に変えて、バック側からバイパスを通す形で道路を造ったほうがいいのではないかということは再三提案しました。今までの公共工事の在り方をそういう目で、やり方で、町長、洗い直しして新たな公共事業を造ることもいいのではないかですか、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおり、毎年そういう被害を受けているのを見ると、思い切って内場にという思いもあるのですが、金を出す検討やいろいろ交渉をしてみると、相当に金額の差が想像できないぐらいに違うものですから、やはり緊急を要するとなると、そこをまた復旧せざるを得ないという面が非常に多いです。ですから、そういう点でもしある程度そんなに差がないということであれば、おっしゃるとおりやはり内陸部に少し寄せて道は造るべきではないかと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。残り時間4分です。

○5番（喜山康三君） 町長、私は堆肥センターを造るときに、今までのやり方とは違った与論独特の方法でですね、県に一生懸命かけ合ってやったという町長の手柄話をいつもお聞きするのですが、この海浜地区にある道路の付け替えの方法とか、防災の在り方も、自然と共生した在り方というのは、やはり今後取り組んでいくべき大きな仕事ではないかと思う。

それで、こういう事業を、私は1箇所でもいいから町でやってみて、その効果が、こういう効果が出たよということで、県にも提言できるのです。地元は何もしないでやってください、くださいではなくて、地元で一定の工法とかやり方を考察して、

一定の区画はそういう自然の力を利用した工法で完成させて、その様子を見て、こうじやないですか、県・国にはこういう工事は全部町内一円にお願いしますという形で、新しい事業を引き出すための種になる事業を町長から率先して行ってもいいのではないかと、それをお願いしたいのです。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御意見は、今後また検討し考えていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ほかの課もそうだと思いますが、私たちが県や国にいろいろな事業を要求するときに、どういう制度があるか、どういう地元負担があつて、この事業は取れるかと、事業を取るのも結構だと思いますが、この課長ならではだなと思うような事業を1つはつくってみて、県や国、あるいは大島郡のほかの市町村にも胸を張れるような、モデルになるような事業をやっていただけないか。それを是非ほかの課の課長の方々も応援して、町長を中心にして、そういう事業を1つでも2つでも一つ一つ頑張っていただきたい。それが町民の信頼を得て、ああなるほどすごいなと、皆さんからも喜ばれるのが公共工事の在り方ではないかと思いますので、是非この辺も考慮されて、将来に向けて皆さん頑張っていただくようお願いしておきます。

それから、再任用の件なのですが、再任用の件は今年3人か4人ぐらい入ったと思いますが、その後の状況はどうなっていますか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 26年度における職員の再任用については、当初3人再任用しました。そのうち8月に1人辞職しまして、更に12月末で1人辞めましたので、残りの1人は3月まで勤務することになっています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 再任用については、予定より早く退職されている方が多いような感じもするのですが、私が見た感じ、いろいろ問題があるようですが、やはり残された後輩たちが切磋琢磨して、また頑張れるような、そういう配置とか、部署なども考えて行うべきではないかと、是非再任用される職員をどう取り扱うかについては、私たちが何かことさらものを言う立場ではないのですが、やはり町長、様々な意見がありますので、是非この辺についても考慮されて進めていただきますよう要望しておきます。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時51分

再開 午後3時01分
-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成26年第4回定例会における一般質問をいたします。

私たちは、先だっての9月定例会において、地域活性化の決め手として、若者定住促進に関する決議を行いました。その時4つの柱として就業支援、住宅支援、子育て支援、情報の共有化を集約いたしました。

また、国や県の施策を積極的に導入していくためにも、町全体、島ぐるみの組織や機能を動員して具体的に協働していくことのできるネットワークの構築を図るよう提言をいたしました。

今回は、その若者定住促進に関する決議や国の地方創生法を踏まえながら、子育て支援対策とこども園・小学校の連携について質問をいたします。

第2点として、沖縄北部、特に国頭との交流の促進についてお伺いをいたします。

1 子育て支援対策とこども園・小学校の連携について

(1) 子育て支援の柱の1つとして、0～3歳までの子育て支援に重点的に取り組むことが肝要であると痛感されますが、どうお考えか。その見解をお伺いいたします。

(2) 子育てしやすい環境づくりの一環として、幼小中高一貫教育を標榜している本町において、こども園、小学校との一層緊密な連携の必要性が痛感されますが、どのようにお考えか。見解をお伺いいたします。

2 沖縄北部との交流の促進について

(1) 北部琉球圏の交流の柱として、国頭村との交流を一層促進する必要があると痛感されるが、どう考えているか。

国頭村とは、2012年に沖縄復帰40周年記念事業を共同開催いたしました。そして、12月には互助会が国頭村に出向き交流を促進いたしました。そして、先だって11月27日から29日にかけて、互助会が中心になって国頭村との交流会をいたしました。この間の、互助会の皆様方の積極的な働き掛けに敬意を表したいと思います。

先だって、27、28、29日の日程でお伺いしたときには、本町からは16人であります。着いた当日は国頭のほうで国頭の方々、30人以上の方々と交流会をいたしました。そして、翌日は国頭の行政の方々、漁協の方々を交えて意見交換

会をいたしました。今回、この意見交換会を設定されたというのは、非常に有意義なことであったと思います。

その時、向こうの漁業関係者から、こういう提案がありました。国頭のほうでは、伊平屋と共同して、広島の業者が伊平屋のほうに魚の荷さばき場をつくって、それを加工して出していくという第6次産業的な形で取り組んでいると、それについて与論町も一緒に勉強していけないかというお話がありました。マグロとか、ソディカ等を、今はマグロを進めているということでしたが、ソディカ等も将来考えていけるのではないかという具体的な提案がなされました。これは漁協長も一緒でしたので、漁協のほうでもこういう話については逐次進めていかれると思いますが、当局においても積極的にこういう緊密な関係を築いていくことが必要ではないかと思いました。

そういうことを踏まえながら、まず子育て支援対策と、こども園・小学校の連携についてからお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に1－(1)についてお答えいたします。先人の経験によることわざの中に、「三つ子の魂百まで」とありますように、子供は3歳までに大量に情報を吸収することで、言語や物事を理解することから、幼年期が重要であると考えております。

このことから、地域との交流や文化に触れるなどを含め、運動・読み聞かせ・音楽などの五感を活用した様々な体験活動を通じて、子供の感性を高めることが肝要であると考えています。

そのためには、保育環境の整備や保育士の資質の向上とともに、経済的な負担の軽減・母と子の健康・福祉医療等の支援策について、財政状況も勘案しつつ、町子ども・子育て支援事業計画に基づいた支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に1の(2)についてお答えいたします。こども園においては、幼児期の重要性を考慮して、暗唱をはじめとする様々な体験活動を行っております。こども園で培った感性を小学校でさらに高めていくことは、子供の成長にとって大変有意義なものと考えておりますので、今後とも御提案のこども園と小学校の連携を進めてまいりたいと考えております。

最後に2－(1)についてお答えいたします。北部琉球圏の交流につきましては、20年ほど前から琉球文化圏交流事業を始めとして、黒潮文化交流事業等を実施し、現在やんばる駅伝、ヨロン・おきなわ音楽交流祭による相互交流を行っております。特に国頭村につきましては、歴史的・文化的にも親密な関係にあり、国頭村の「ヤ

ンバルクイナ」と本町パナウル王国のシンボルである「かりゆし」の像の設置や沖縄復帰40周年事業を実施してまいりました。

また、一昨年から相互訪問による人的交流を実施しておりますが、今後、新たなイベント等の共同開催、さらには沖縄北部（やんばる）地域の観光振興を見据えて、本町との新たな交流アクセスの可能性についても検討し、国頭村との交流を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、1-(1)についてでございます。町長の答弁にもありましたように、幼少期の体験や学びは、その子の将来に極めて重要であると考えております。こども園における様々な遊びや、触れ合い活動は、豊かな人間性や社会性、自ら学び、自ら考える力を育成する礎となります。

様々な自然体験、社会体験、文化体験、異年齢集団の交流等、これからも課題を明らかにしつつ、充実した子育てができるよう教育委員会としては、教職員の研修や保護者の学びの機会の提供も含めて、それらの充実に努めていきたいと思います。

次に、2-(2)でございます。こども園と小学校との連携につきましては、その大切さを認識しております。こども園への交流としまして、入園式や運動会、生活発表会等を始めとする諸行事関係への参加や、年長児への読み聞かせなどを行っております。

また、小学校への交流としましては、入学式、運動会等の参観、校内研究授業参観、1・2年生の生活科のフェスティバルなどへの参加、体験入学、就学前の入学説明会等、発達段階における子供の理解や生活・学習面の相互理解のための連携を現在行っているところであります。

今後の幼小連携の充実につきましては、相互の教育活動の理解、よりよい幼小の接続、さらに、町教育行政方針に掲げられている個性が輝き、島が輝く「誠の教育の具現化」のために、知・徳・体の調和のとれた心身ともにたくましい子供の育成のための共通実践・連携の充実、協議の機会の拡充に努めたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 三つ子の魂百までという、3歳児まで、特に幼児期における子育てというものの重要性につきましては、私ども議会のほうでも、地域自立支援協議会の設置等に向けた調査・研修等、それから今、行わられておりました子育て講演会等に出席をさせていただき、今まで私が認識していたことから、大きく目を見開かされたような思いをしたので、是非この場で申し上げておきたいということでございます。

私も小学校のPTA活動で主要な役員をさせていただきましたが、その時の子供たちの基本的なしつけ、生活習慣の確立ということについては、低学年の1年生から3年生までの間を見据えた形で一生懸命取り組んでおりました。そして、4、5、6年生ということで、結び付けて中学校ということで、小中の連携については、一生懸命前向きに検討しながら、みんなと一緒に頑張っていたような気がいたしますが、振り返ってこの子供たちが小学校に入学するまでの段階について、私どもがどれだけ知識と思いをはせていたのかと思うと、残念ながら私自身としては、こども園、その当時の保育所・幼稚園については、背中を向けていたような気がいたします。この前の研修等を通じて、今問題になっている発達に問題のある子供たちの様子というのは、3か月から10か月の間で気づくことができると、その間に子供たちの様子に気づき、早期に対応してあげると、その子供たちというのは就学時までには大概のことは療育していくこと、ただ、これが親の思いとか、周りの手が足りなく、ああこの子供はと思いながらも時が経過していくと、就学前の2、3年前になってきて慌てていくと、そのままの形で就学していくと、特別支援教育のような形がぐんと、こう対応になってくるという話がありました。

そして、子育て講演会の中では、子供の脳の働きというのは、ほぼ7歳、幼児の時期に70パーセントぐらいまでは出来上がると、言葉についても1歳、2歳の間で1日に200～300ぐらいの言葉をどんどん吸収していくことで、幼児期における子供たちの動きというのは、非常に私たちが考えていた以上に子供たちは敏感であり、きちんとした対応をしなければならないと考えたところであります。

今日は残念ながら、ここにこども園の園長さん方がお見えでないのですが、先だっては男女共同参画社会についての講話の中でもありましたが、是非こういうところにも女性の方々が入っていただいて、論議をしていただきたかったなと思いますが、そういうことで、そうすると今のこども園でそういうことができるかということでみた場合に、現在のこども園の状況では、きちんとした7歳児までは何人、何歳児は何人ということで、そういうことで対応はされておりますが、問題のある子供たちにきちんと対応していくためには、職員の数が足りない。

そしてもう一つ、私たちは心して考えなければいけないのは、ああいう子供たちというのは全力で動き回り、全力で大人に働き掛けてくると、そういう子供たちに對しては、大人のほうも全力で対応しなければいけないということで、思った以上に幼児の対応については、非常に気苦労、また人数が必要のようあります。そういうことを踏まえて、今後こども園における子育て支援については、人的な観点からどのようにお考えか、人的な観点からと申し上げるのは、私が言っているのは増員をする必要があるが、その考え方についていかがですか、町長のほうから。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 私のほうでお答えいたします。現在、町内には12月の初め現在で約200人、ゼロ歳から3歳までの児童が215人ほどおります。その中で約65パーセントぐらいに当たります。80何人かが保育所、それからこども園等に入所しているのですが、今御心配されておりました療育センターの職員の配置等につきましても、現在、有資格者が1人おりまして、この方が来年3月には退職されるということで、一応、後継者づくりを早期にしなければいけないということで、今年度後継者としてできるようにということで、療育センターのほうから1人、茶花こども園から1人、そして那間こども園からそれぞれ1人ずつ12月までに3回の研修を受けていただくよう、準備を進めているところです。

そして、さらに本人から再任用の希望もありましたので、一応、今の予定では吉田さんも有資格者ということで、一応療育のほうで再任用をお願いする計画をしているところです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 療育センターのほうについては、そのように御配慮いただけるということは、この前からお聞かせをいただきしております、一応胸をなで下ろしているところなのですが、与論町の柱として、人づくりを大きな柱として捉えていった場合に、人づくりの根幹をゼロ歳から3歳児までの幼児教育に重点を置いて取り組んでいくという姿勢を示していくことがあれば、そこに重点的にいろいろな面を配置していく、施策を投入していくという考え方からしていった場合に、今の療育センターにおける人員配置は、国の基準等についてはクリアできますが、問題は他の保育園において、問題がある子供たちに気づくためには、いろいろな目がたくさんあるほうが気づき、そして子供たちに対しては丁寧に時間をかけてゆっくり対応することが基本になるようです。ですから、そういう問題のある子供たちに対する対応については、手間暇かけなくてはいけないということがありますので、そういうところを勘案した形で、今後職員の配置等を考えていかなければいけないと思います。

そういうところで、前から話をして、島口の関係で私は話をしていましたが、高齢者の方々も一緒に入っていかれて、じいさん、ばあさんたちの感覚と、保育士の先生方との絡みで子供たちを見ていくという、こういう仕組みあたりを本町で考えていく必要があるのではないか。考えていけば、幼児教育に対する本町の思い入れというのが、町内にも、また町外のほうにも届いていくのではないかと思いますが、こういう観点からの高齢者のじいさん・ばあさんたちと、幼児との触れ合いについて、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変有り難い視点だと思っています。昨年も高齢者とのつながりが安全を含めてでしたけれども、豊かになるようにということで御指摘いただいて、3こども園の園長先生方もそのことを認識して広げようという努力をしております。

次に、今の特別支援という考え方についてですが、2つの視点から、1つは先ほど副町長さんも触れられたように、職員の資質能力を高める研修ということが1点は大事だと思っています。そういう意味では、様々なカウンセラー、大島養護学校からの教育相談、それから保健センターにおける療育相談、そういった機会の中での研修を深める場を設けるような形を深めていくようにしているところです。

例えば、先般はハレルヤ保育園でも大学の先生が見えるということで、紹介を園長会でしまして、そこに夕方自ら進んで研修に参加するよう勧めていたりという、1つは研修でございます。

もう一つは、特別支援という発想ですが、遅れた子供という発想ではなくて、新しい素質・能力を持った子供たちを、それなりに目指して能力を育てていくというのは、今アメリカのほうでは特別支援でありますので、与論においても早めに状況を確認して、その子に合ったきめ細やかな対応をしていくということが極めて重要な視点であり、このことは、全て町民も職員も分かって進めるという方向で、今後の研修にも取り組んでいきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） こういうことが従来行われていたのですが、その考え方を具体的にどのように実践していくかというのが、本町の抱えている大きな課題の1つではないか。振興計画にしろ、プロジェクトにしろ、いろいろな計画がたくさん出来上がって非常に良いものがたくさんあります。広域事務組合からの戦略プロジェクトもありますし、いろいろなものがありますが、そういうことを具体的にどのように動かしていくかと、動いていっているのかというところが本町の大きな課題ではないかと思います。それは後で申し上げたいと思います。

幼稚教育の中で、島外出産の医療費助成を県・町助成をしながらやっているのですが、これは基本的には本町に産婦人科医が常駐された形でいれば一番いいのですが、なかなか産婦人科医の常駐というのは厳しいと、私たちもよく聞かされておりますが、例えば、これを医療機関と連携して、町のほうからも医療機関に助成をするような形で産婦人科医の常駐等を働き掛けることはできないか。そういうことをされた経緯があるのかどうか。

例えば、産婦人科医の人事費等を本町が出して、医療機関に産婦人科医に常駐してもらう。ところが今ありました島外出産の出費、これは本人だけではなくて、家

族が行くときの出費等についても、きちんとした形では出されていませんが、行かれる方々にとっては相当な出費があるということも伺っております。

それと、こういう子育て支援をきちんとしていくことによって、私たちが今課題として捉えている与論高校の存続にもつながっていくことあります。そういうことも含めて、そういう考え方で産婦人科医の常駐等については、お話をされたことがあるのか。なければ、こういう考え方についてはどうお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今まで産婦人科の先生をお願いして、いろいろと御指導いただくということはやったことがありません。これからは検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 子育て支援をしていくときに、こういう状況の解決というよい方向に展開していくことについて、いろいろな形で知恵を出し合っていくのがこれからは必要かと思います。島内に産婦人科医が常駐することによって、島外に出ていく町民の出費、そういうもの等を勘案していけば、それほど大きな出費にはならないと思いますし、そこからもたらされる安心・安全というもの心の癒やしという部分については、それ以上の効果があるのではないかと考えます。

それから、医療費の助成についてですが、この件についても23年度、24年度で200万円前後出ていましたが、これはですね、中高、できれば本町が抱えている島外からも与論高校にということがある場合には、中高生あたりにも医療費の助成をしていく。これが幼児期からつながっていけば、従来成長の過程で出てくるいろいろな病気等については、早めに治療をしていく。そうすることによって、中高にいくにしたがって健康な体を養っていく、ただ中高になっていくと、今度は逆にスポーツとか、そういうところで頑張りますので、いろいろな肉体的なものが出てくるかと思いますが、本町の子育て支援を考えていった場合に、医療費の助成は段階的な助成を検討していく必要があるのではないかと思いますが、町長、御見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。医療費助成という観点からは、現在医療事業制度というのは、御承知のように小学校就学前までの医療費の助成ということで、県単補助の2分の1を伴う、それに町の2分の1という形での助成制度をやっていますが、現在、私ども近隣市町村におきまして、知名町においては中学校修了前までの医療費の助成をしていると、県下43市町村の中では、統計的に見ます

と18歳までが3自治体、それから中学校修了前までは14自治体、それから小学校6年生までは4自治体、小学校3年生までは1自治体と、いろいろな内訳になっています。

先ほど言いましたように、乳幼児医療費助成制度の枠を超えて、小学校、中学校、また高校という段階になりますと財政的な負担も生じてきますが、県単の補助事業の枠をこちらサイドで変えていくということにも難しい面もありますが、もし、そういう助成的なものを進めていくとすれば、町単独という形になろうであろうと思います。そういう意味で、先ほどお話がありましたように、島外での病気の治療関係には、多大な負担を強いられている現状にありますので、いろいろと財政当局との調整も行いながら、より良い、段階的にすぐ小中高生までという形では無理かもしませんが、小学校までとかというようなことで、段階的に検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 財政的な問題がありますので、一気にすぐということにはならないと思いますが、そういうことを検討して、きちんとプログラムを検討していくということは大事なことだろうと思います。

月刊雑誌の「地方議会人」にも子育て支援の特集があって、島根県の邑南町でしたか、向こうでは日本一の子育ての町をつくるということで、子育て支援で特徴のある施策を講じているようです。本町においても、この子育てという、人づくりという、こういう観点で、ほかにはないような、さすが与論町でしかできないだうなというような、こういう形のプログラムを組んで島ぐるみで実践していくことが必要だらうと考えます。

そうすると、先ほど申し上げましたように、本町はたくさんの計画プロジェクトはよいものをつくって持っています。これを具体的にあらゆる機関がお互いに協働しあって実践していくということになると、なかなか難しいところがあるようです。

そこで、考え方として、ふるさと創生法においても人的な支援を打ち出しております。また、事業として総務省のほうでも、地域おこし協力隊という人材派遣の事業を行っているようですが、これは「地方議会人」に載っているのを見ただけで、詳しくは調べてみないと分かりませんが、国のほうで都会から地方のほうに人材を派遣していくと。そのために、人件費200万円、活動費200万円の400万円を上限に1人当たり支給していく、そして、この協力隊の方々は1年以上3年以内をめどに各自治体の中で、その自治体の中の民間とか公共団体、そういう自治体あたりで、いろいろな仕事をしてもらうと。そして、ゆくゆくはその地域に定住をしていくように仕向けていくという事業のようあります。

こういうことについて、私ども与論町においても、こういう地域おこし協力隊、また創生法における人材派遣等を願って、そういう外部からの人材を導入して、そういう方々に、いろいろな計画、プロジェクト等のコーディネート、プロデュースをしてもらうような形で進めていったらどうだろうかと。これは、そういう外部の方々のほうが、しがらみがなくて取り組みやすいのではないか。

特に、国から人的支援がいただけるのであれば、国とのパイプが将来つながっていくこともありますし、この地域おこし協力隊という若者たちへのアプローチについては、例えば、与論から出ていって都会で働いている島の出身者でも構わないでしょうし、いろいろなアプローチの仕方があるだろうと思います。

そうすれば、先ほど私が子育て支援で申し上げましたような部署で、そういう方々を配置して、新しい見方、新しい血を注いでいくことができるのではないかと思います。そういう観点からも、是非国からの人的支援と地域おこし協力隊については、是非検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際にやるということになれば、大変な事業になるのではないかと思うのですが、しかし、どうしてもそうしなければ、何と言いますか、広い意味での効果を出すことはできないのではないかとも思いますので、今後いろいろ角度から検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 是非、こここのところは、外部からの人材を十分活用するような方向では御検討いただけたらと思います。

そして、広域事務組合が示している与論のプロジェクトの中でも指摘されているのは、これは島の中でもコーディネーター、プロデューサーの役割をする方が必要だということが指摘されておりますので、そういう観点からも島の中のコーディネーター、プロデューサー役と、島外からのコーディネーター、プロデューサーの方々を絡み合わせていくような形で、是非この人的支援については、御検討いただきたいと思います。

ちなみに、海士町においては、海士町の高校が活性化したということの提言も島外から見えた協力隊というか、向こうは独自に先に村おこしのための若者たちを募集しておりましたので、そういう島外から見えた方々のアイディアが海士町の高校の活性化に結びついたことがあるようですので、是非御検討いただきたいと思います。

また、子育て支援については、今申し上げました「三つ子の魂百まで」という3歳児までの子育てを重点的に取り上げていくよう是非お願いしたいと思います。そ

うした場合のいろいろな措置というのは出てくると思いますので、先ほど申し上げました人員の配置であるとか、研修会であるとか、そういうのが出てくると思います。研修会で申し上げれば、この前、のぞみ園の大山周子先生の子育て講演会に2回出席しましたが、保健センターの担当がびっくりするぐらいに島の若いお母様方、それからハレルヤから、3こども園の、公立のこども園の先生方もたくさん見えて、60人余りの方々が参加をされておりました。そういうことで、非常に意義のある研修会ではなかったかと思います。そういう意味では、ひとつの息吹ができてきているようで、大変心強い思いをしたところであります。

次に、国頭との交流についてお伺いをいたします。

本町は、やんばる駅伝とか、音楽交流祭とか、北部広域圏の交流とかいうことで、以前からいろいろな形で交流を行っていますが、今後、こういうきちんとした行政同士のつながりが、より親密になるような形で取り組んでいくことも必要ではないだろうか。このことが与論町が沖縄との連携、航空運賃の低減についてもしかりですが、沖縄から与論を見た場合に、鹿児島県の与論島だということではなくて、我が琉球圏の与論島だということを、お互いに同胞意識を持つためには、こちらのほうからの適切な、また粘り強いアプローチが必要だろうと思います。

そういう流れの中では、今、国頭村と本町は非常によい形の交流でつながっていると思います。特に沖縄復帰40周年記念事業については、共同企画という形をとったということで、その辺についても双方の行政、また民間の方々は非常に親近感をもっているのではないかと思いますので、是非この機会に国頭との交流をより促進していただきたい。

国頭村からは、年明けて2月の初旬でしたよね。

○総務企画課長（沖野一雄君） まだはっきりしていません。

○8番（麓 才良君） お見えになるそうですので、是非それに向かって取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、向こうの意見交換会の中で、国頭村の合宿状況の話をさせていただきました。向こうは陸上競技場はすばらしい競技場、天然芝の競技場がありまして、その天然芝を管理されている職員は、沖縄県の中でも指折りの職員が管理されているということでありました。そして、合宿の受入れについては、陸上を中心に受け入れていると、サッカーについてはFC東京という1チームだけを受け入れて、あとはお断りをしていると。これは芝が天然芝で陸上競技場なので、陸上を中心とした形で合宿を受け入れていると、合宿を受け入れるときには、国頭村に宿泊するという条件で受け入れていると。国頭村に宿泊して合宿された方々については、5パーセントのオフ（OFF）をしているということで、きちんとした形で合宿の受入れを

しておりました。

本町は、今、屋外運動場で人工芝のサッカー場を建設しているところですが、国頭との交流を考えてみた場合、国頭はサッカー場は天然芝で、FC東京だけ受け入れているということありますので、与論の人工芝の屋外運動場については、そういうサッカーを中心とした形での展開を今考えているわけですが、それを国頭との交流でも、そういうことを促進していく側面があるのではないかと、FC東京が来るときに、本町からも関係の方々や児童生徒がFC東京の合宿を見学に行くということも考えられると思いますので、是非そういう面も含めて、この国頭との交流については、行政同士で緊密な関係を築いていただきたいと思いますが、町長の決意をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに今後、私どもはそういう合宿を中心とした施設を今つくりつつあるので、今後連携してやれば非常に意味があるのではないかと思っています。

それと、国頭村との連携についてですが、今、私どもは錦江町との職員交流をやろうということで、検討に入っているのですが、向こうは一番最初に姉妹盟約を結んだ町村ですので、向こうと先にやって、徐々に職員の交流も広げていくことによって、より近いつきあいができるのではないかと思いますので、それもすぐはできないと思いますが、検討していきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 交流の実績は、民間を通じた形でのやんばる駅伝、音楽交流祭等がありますので、是非一步踏み出して、すぐ明日からでも、すぐにという思いで取り組んでいただきたいと思います。お伺いをしたら、国頭村は隣の大宜味村、東村とは、非常に連携を深めているということで、その先にある名護、本部、そういうところともきっ抗していくためには、山村が連携していくかなければいけないという思いもあって、非常に連携の密度が濃いと、事業導入等についてもこういう事業があってこうしたよと、あの事業についてはどうしたのとかという、そういうやり取りもしているということで、国頭村から大宜味村、東村へと幅が広がってきている可能性もありますので、そこから、もちろん沖縄全体という思いはもちろんのことですが、是非近くにある国頭村との交流を是非促進していただきたいと思います。

以上、申し上げましたが、最初に申し上げました「三つ子の魂百まで」という、幼児教育に力を入れていただきたいというのは、申し上げましたように、幼児期というのは、私たちが考えていた以上に非常に子供の成長にとって、大きな役割を果たす時期であると。その時期が非常に限られているということあります。本腰を入れて、この幼児教育というものについては、是非重点的に取り上げてでも、本町

は子育ての中で、「三つ子の魂百まで」と、3歳児までの幼児教育を重点的に取り上げて行っていくんだというアドバルーンを上げられるぐらいに取り組んでいただきたいと思います。その時に人的な配置としては、やはりいろいろな話を聞いてくる中では、じいさん・ばあさんたち、また保育士の先生方との3世代の交流の形というのを今後つくっていかなければいけないと思いますので、現場における交流の形というのを是非検討していただきたいと思います。

前にも、この問題点は検討していただきたいということでお話してあったのですが、私もその後やつていただいているだろうとの思いで、そのようにしておりましたが、是非地道に検討していただきたい。

そして、町長には先ほど申し上げました。こういうのを島全体で進めていくためには、どうしてもコーディネーター、プロデューサー役の方が必要です。この人員配置については、先ほどは島外からの例もお話をいたしましたが、いろいろな形でコーディネート、プロデュースをして、この島全体がいろいろな課題についてネットワークで結ばれて、みんなで島ぐるみでいろいろな課題に取り組んでいくという、そういう島にしていただこう是非取り組んでいただきたいと思います。最後に元気よく。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今日は県からの監査があって、保育園の先生方が来ていないのですが、お許しいただきたいと思います。

今日は、今さっき議題にのぼりました特に子育て関係、これについては本当に真剣に考えてまいりたいと、特に幼少期の全てのものを吸収するゼロ歳から3歳までの間の子供たちをどのように育てていくかということについては、改めて検討させていただきたい。外の空気を入れながらやっていきたいと思いますのでまた、今後御指導、御協力をお願いします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 以上で終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第56号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第56号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第56号、報酬及び費用弁償等に係る条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴う条例のため、（報酬及び費用弁償等に関する条例）第1条中の地方自治法の引用条項を修正するとともに、第4条第1項の第2号中の「与論町の休日を定める条例」の後ろに、条例番号を挿入する改正を行うものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第57号与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第57号「与論町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第57号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第212号）が、平成26年6月13日に公布、平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正及び引用条項等の整理を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、地方税改正に伴う軽自動車税の改正、一般株式等及び上場株式等に係る個人の町民税の特例の改正を行うものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 税務課長、概要の説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（久留満博君） 今回の条例改正は、主なものにつきましては、軽自動車の改正についてでございます。

内容につきましては、平成27年度から二輪車、つまり50ccとか、90ccのオートバイ関係の税金が改正されるということでございます。

四輪の車につきましては、直接税金が上がるのではなく、28年度から適用になってまいりますので、次年度の予算といたしまして、現在1500万円ほどの軽自動車税を徴収をしておりますが、約200万円ほどの税のアップを考えております。以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第58号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第58号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第58号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、平成27年1月1日以降に出産した時に支給する出産育児一時金等の支給額を39万円から40万4000円に改める健康保険法施行令の一部改正に伴い、与論町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第59号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第59号「平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第59号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとして、地方交付税5759万8000円、県補助金2413万円、基金繰入金2062万1000円、町債4530万円などが増額となっています。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費3496万3000円、民生費の社会福祉費7167万4000円、商工費の商工費1000万円などを増額し、衛生費の健康衛生費1028万9000円、農林水産業費の耕地費1825万5000円が減額となっております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億4996万6000円を追加し、一般会計予算総額43億5517万5000円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 3点ほど質問いたします。まず、16ページを開けていただきたいと思います。16ページの与論町再生可能エネルギー導入事業ということで、失礼しました15ページです。

この件について、具体的な説明を求めたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。ただいまの御質問は15ページの中ほど、少し上のほうの総務管理費のところの目の23与論町再生可能エネルギー導入事業費の内容についての御質問でございました。

これは、実は来年度予算計上する予定だったのですが、国の補助事業で10分の10という補助率の高い事業がございまして、簡単に申し上げますと、風力発電と太陽光を利用したいわゆる再生可能エネルギーを使って、具体的には町の砂美地来館、あるいは防災センター、向こうが災害時の、特に台風なのですが、避難所として今使っていますが、向こうの電力が停電が長く続くと電力がどうしても不足して足りないということが生じていますので、それをカバーするためにも、こういった再生可能エネルギーを使った良い事業はないかと探していましたところ、国の10分の10の事業がございましたので、27年度で希望していたところ、かなり全国的に手を挙げる自治体が多いという情報が入ってきました、できたら26年度に前倒しをしてできないかという話が入ってきました。それで、私どもとしても、年度内でこの事業を消化するのは無理なところはございますが、一応前倒しで事業を進めて、そして、あるいは場合によっては繰越明許費で来年度までかかる、整備を図っていくということで手を挙げて、26年度の前倒しで、事業を進めてまいりたいということで計上をさせていただきました。

中身的には、計上していますとおり、おおむね2500万円弱の予算事業費でございまして、実施設計委託料の100万円と工事請負費ということで2400万円ほどの事業費を計上させていただいております。

風力で、例えば容量はどの程度かと申しますと、発電量としましては、風力で5キロワット、太陽光で5キロワット、合計で10キロワット程度なのですが、このハイブリッド型という形で、それには、バッテリーの容量、バッテリーを超えた形で、バッテリーの容量は1時間当たり14.4キロワットなのですが、そういう事業を進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 非常によろしいですね、私は文句を言いたくて質問したのではないのです。これは前々から我々も、是非そういうのを考えたほうがいいのではないかと言ってきたことを今やっと腰を上げられて良い事業があって、町長以下、皆さんに応えられたということですから、これは非常にいいことです。私は文句を言いたくてじゃなく、それを広く町民にも知らせるべきです。良いことは良いということで知っていただきたいということで質問をしたのです。

続いて22ページ、ごみ焼却施設整備費の中で、10トンダンプの賃借料ということで360万円計上されています。この内容を説明していただけますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 御説明いたします。新しい焼却施設の建設予定地には、現在多量の建設残土があります。年度内にできればダンプによる搬出をして、4月、

5月からの発注に備えたいということで、残土のダンプ運搬のための予算を計上させてもらっています。

○7番（野口靖夫君） 貸借ですか。

○環境課長（福地範正君） そうです。直にダンプを借り上げるという形で。

○7番（野口靖夫君） どこで借りるのですか。

○環境課長（福地範正君） これは、先日も実施いたしましたが、建設業組合のほうで調整していただきまして、各社からその時々提供できるダンプが参加していただけて、運搬に当たるということになります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 続いて26ページ、農林水産業費の中で質問させていただいたいと思います。

農林水産物輸送コスト支援事業費ということで、ほとんどこれは国庫補助金になっていますが、これはおそらく奄振の一括補助金からの輸送コストの補助金だと思うのです。その内容を説明すると同時に、その内容を説明していただいてから、私の言いたいこと、お聞きしたいことを再度質問しますので、その内容のところを説明していただけませんか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） この事業は、おっしゃるとおり奄振交付金の中の奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業でございます。事業実施主体は与論町でございますが、お金の負担割合、国が10分の7、県が10分の1.5、町も10分の1.5となっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が皆さんの御意見をお伺いしたいということは何かと言いますと、今、私どもは1月の末ごろに鹿児島で県議との意見交換会を毎年開いております。県庁の職員もこの中に同席していただいて、我が島の持っている課題、質疑応答を聞いていただいて、その課題解決のために、あらゆる方向からみんなで検討していくこと、そういうことを毎年やってきてますが、これは執行部の皆さん方も十分御承知かと思います。私が何を言いたいかといいますと、今、我々は今年も禧久伸一郎県議を幹事長としまして、奄美関係出身の県議会議員の方々をお願いして、また今年もやります。そこでやる内容といたしまして、どうしても農林水産物、特に水産物を沖縄のほうに送りたいと、今、ソディカが沖縄のほうにほとんど送っているという実情を考えると、できれば奄振の一括交付金の中から輸送コストの軽減を図る上において、そこから検討していく必要があるのではないかということで、今度、県議会議員との意見交換会もその中の一議題となっているの

です。そういう中で、私が一番ここでお聞きしたいのは、執行部がこの間、副町長と一緒に副町長、私ども全員協議会の中で、こういう話もしてきたのですが、本会議でこういう話をするのは今回初めてなのです。だから是非ひとつ本会議で執行部の皆さんができる捉えて、今後、現在ない事業に向けて、この奄振の一括交付金を輸送コスト低減、いわゆる沖縄のほうへ送る輸送コストの軽減を図る意味からして、それをどのようにして皆さん執行部のほうでは考えておられるのか、どういう方法でやっていこうと思っておられるのか、そこらへんの具体的な中身を是非この会議の議場で意気込みを我々に聞かせていただきたい。そういうことで今質問に立っているのです。町長のほうからお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件については、最初は国土庁は沖縄もできるという考え方でやっていたのですが、財務省がどうしてもきかない。鹿児島県外は駄目だということで沖縄に送ることについては、援助はできないということになったので、今、私どもが考えているのが、今度、沖縄県知事が変わりまして、みんなで行ってお願いしようではないかという話をしているところです。日程については、町村会長が検討するのではないかと思いますが、できるだけ早くやってくれということで話してありますので、沖縄が同調してくれないとできないということで、どうしても、私としては理解できないところがあるのですが、国がそうおっしゃるのでしたら仕方がないということで、そのように考えています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私は、ふだんからこう申し上げているのです。先ほど麓議員のほうから北部琉球文化圏交流事業よりやんばる、国頭村との交流を進める必要があるのではないかという一般質問がございました。まさしくそれを聞いている中で、これからは自然遺産を奄美群島と琉球・沖縄の自然と合わせて自然遺産に登録しようではないかという動きが出てきています。そういうことからしても、沖縄との交流は非常に大切だと思うのです。沖縄との交流といえば、もちろん民間の交流も大切です。今町長が御答弁されましたように、県知事も変わったのだから、新しい知事にいろいろと接見していこうということも必要だと思います。

もう一つは、やはり私が国会陳情もいろいろと町長と一緒に経験したことの中から申し上げますと、やはり国会議員との交流が必要だと思うのです。鹿児島県選出の国会議員と沖縄県選出の国会議員というのは、これは特に国の法律を左右する特別訴訟を動かす、その代議士が国会議員でありますから、そういう交流なくしては、いくら下のほうの民間が交流したからといってうまくいくとはあまり言えないのです。政治的なレベルでもって合流していかないと、これは牙城を突き崩せないとい

うことをつくづく感じたもので、できるだけ今後、町長も議長のほうも、恐らく誰が当選するか、国会議員が当選するか、衆議院議員の選挙の戦いではあります、誰が当選するか分かりませんが、国会議員に対して、奄美群島特に与論島の実情というものを訴えていくべきではなかろうかと、そうすることによって沖縄選出の国会議員と鹿児島県選出の国会議員が意気投合して、そういうひとつの目的に向かっていけば、これはおのずと解決できる簡単な小さな問題なのです。大きな問題ではないのです。国会議員同士のちょっとしたつばぜりあいでもって、つばをつけあいするぐらいですぐ解決できる問題です。だから、そういうところも議長や町長あたりが、そういう機会が何回もありますので、そういうところからも突っ込んでいただきたいということをまず申し上げて、我々も今度、県庁の職員とか、そういうことからして、与論島の実情を県庁に向かっては精力的に与論町の議員として訴えていこうと思っていますから、皆さんも常にそう思って、あらゆる角度から一緒にやつていくことがこの問題の解決になると思いますので、ひとつ御協力をお願いしたいと思います。町長もう1回お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般、NHKホールで全国町村長大会があったのですが、その日に、私ども全部そろいまして奄振の小委員会が開かれましたので、そこに行ったのですが、開口一番保岡先生が、与論から沖縄の飛行機運賃と、それから水産物商品の補てん、その問題解決が最重要課題だという挨拶を受けて、私自身もびっくりしたのですが、金子先生もそうおっしゃっていただいて、大臣の先生方は十分認識どころか、私どもにハッパを掛けるぐらいの考え方をしていらっしゃって、大変うれしく思っています。

私どもとしては、奄美の首長が全部そろって、きちんとした形でやっていきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

5番。

○5番（喜山康三君） 畜産振興費、24ページ、いわゆる精液輸送用ボンベの購入費ということでお聞きしたいのですが、これは総務課長と会計責任者のほうにお尋ねしますが、このボンベは与論町が扱われるものですか。これは、与論町の備品として計上しているから。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 御質問にお答えいたします。予算で計上していますとおり、与論町が備品として購入いたしまして、中身は4器でございますが、そのあと貸し出しを行うと聞いております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 貸し出しをするなら、貸出料をもらうのですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今のところ無償貸与という形で考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、実質は与論町の備品ではないですよね。町のお金で買って、業者の方に無償であげるような、使わせるような内容になりますので、こういう公金の扱い方というのは、モラルハザードになりませんか、公金の使い方として、どんなものですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） この製品につきましては、マルエーさんと運輸局の鹿児島支局と協議をしていただいて、そして、このボンベの製作については、アニマルジェネックスジャパンという会社の製品のようですが、その製品であれば液体が万が一こぼれても吸収するものが付いているということで、その容器を使うことによって搬送ができるということで、それでは与論町でその容器を購入して搬送ができるようになりますということで、与論町で備品購入をしているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは、その事情はよく分かっています。先般から危険物の輸送の関係で、今の精液タンクは使用できないと、できないのではなくて許可が要ると。私が調べた範囲内では、特認許可を得ればアセチレンも積めるということが分かりました。だから、先般副町長が私たちに配付された文書の中にアセチレンは駄目だとか、貨物船でないと駄目とか表がありました。あの表の中を再度確認したのですが、あれが全く駄目ではなくて、特認制度があれば使えるということになって、危険物のことはさておいて、私が言いたいのは、確かにこういう支援というのは必要であるけれども、これを全額与論町の金を出して、それも無償で業者に使わせる、しかもこれは個人ですよね。NPO団体でもない、農協、いわゆる公共団体、JAさんみたいな団体でもない。こういうことがまかり通れば、いろいろな個人が観光業をしているからバスを町が買って私に無償で貸してくださいと、こういう財政もモラルハザードになりませんか、こういうお金の使い方はいかがなものですかということを私はお聞きしているのです。その点について会計責任者として、総務企画課長としてどういうお考えでされているのかということをお聞きしているのです。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答えいたします。御提案、御指摘、ごもっともなことだと思います。与論の農業の振興、畜産の振興のためにどういった方策をとるの

が一番いいのかということを今予算計上したばかりでございますけれども、備品購入については、是非いろいろな危険物輸送の関係もございまして、是非お認めをいただきまして、その後、予算が確保された段階で貸出しをどういった形で有償にするか、有償にする場合はどの程度御負担いただくかというところも含めて、これから検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） だから、予算の公金の取扱いの仕方としては、やはりこのへんのルールとか、モラルとかがあると思うのです。私は、このモラルを逸脱しているのではないかと、補助をするなと言っているのではないのです。

例えば、観光協会にしても、法人化しなさい。一定のNPOとかにしなさいと、財政の会計の規律化をしなさいということで指導がきているけれども、まだされていない。そういう団体でないと補助金を出してはいけないということに、基本的にはそういう方向づけがなっているのでしょうか。そこをきちんとした形で、公金の運用の在り方についてもきちんとチェックが必要ではないでしょうかと言っているのです。どうですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今回の場合、急に問題が起きてきたものですから、早急な対応をしないといけないということで、本来私どもとしては、畜産、ほかの糖業もですけれども、畜産のほうに補助金をやったりしているのですが、この精液というのは全部使うのです。個人1人だけではないのです。全部で使うわけだから、こんな緊急の時に、今のような理論でいったときには、私ども町民からは非常にお叱りを受けるので、これは牛を飼っている人たち全部が使うものだから畜産振興のためには、これはやむを得ないだろうと、緊急でもあるしということでやったのです。

[「そのとおりです」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が言っているのは、はき違えないでください。財政当局に言っているのです。こういうお金の使い方は、きちんと一定のルールの中において、緊急だから何もかも1円も会社は1つも負担はしなくてもいいという話ではないでしょう。一定の価格、例えば1割でも2割でも、あなた方が負担してくださいよ。こういう状態だから、これだけ町が8割ぐらい負担して出しましょうとかいう話が普通ではないですかという考え方をして、全額丸々町がこういうことをしていたら、どんなものかなということを言っているのです。町長、それを御理解ください。

[「議長、採決してください。正しいことだから。」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） うるさいな、あんたは何を言ってるんだ。

[「何を言っているんだ。」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 28ページの町道船倉茶花線移転補償調査についての説明をお願いします。業務委託費です。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） お答え申し上げます。現在、船倉茶花線につきましては、測量業務委託を実施いたしまして、12月26日までに契約を履行をいただきまます。その後に、その土地・建物の補償につきまして、今後またその線形の基に建物と土地の移転補償の委託契約を結ぶための予算でございます。

[「場所は野本商店のところでしょう」と呼ぶ者あり]

○建設課長（山下哲博君） おっしゃるとおり野本商店の前でございます。野本商店も含めてです。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第60号 平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第60号「平成26年度与論町国民健康保険特

別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第60号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で県支出金54万円を減額する一方、療養給付費など交付金を1250万円増額計上しております。

歳出では、総務費8000円、保健事業費54万円を減額する一方、保険給付費1250万円、諸支出金8000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成26年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第61号 平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（大田英勝君）　日程第10、議案第61号「平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君）　議案第61号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に13万3000円増額計上しております。

歳出につきましては、償還金及び還付加算金、償還金利子及び割引料に13万3000円増額計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君）　この内容について説明していただけませんか、この額は少ないですが。

○議長（大田英勝君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君）　これは、後期高齢者保険制度の中におきます死亡者の方々の保険料、その還付分でございます。

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第61号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成26年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第62号 平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第62号「平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（南政吾君） 議案第62号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で介護保険料が6700万円の減額、一般会計繰入金6700万円を増額計上しております。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、平成26年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第63号 平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第63号「平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（南 政吾君） 議案第63号、平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で一般会計繰入金で21万円の増額。歳出で総務管理費として21万円を増額計上しています。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番。

○2番（高田豊繁君） と畜場は今工事中ですけれども、いつ頃から受け入れできる予定ですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。今月18日頃からは使用できる状態になります。

○2番（高田豊繁君） 今月18日。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） はい。

○2番（高田豊繁君） 工期は、いつ頃からだったのですか。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 工期はですね。

○2番（高田豊繁君） 12月にできるわけ。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） そうです。もう使用開始ということでございます。保健所の認可も得ております。

○2番（高田豊繁君） 特に台風による被害で壊されたのですよね。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） もちろん台風被害による全壊でございまして、その部分の老朽化もありまして、工事費としては640万円余りの工事費でございまして、28坪ぐらいの規模でございました。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 備品購入の何の購入ですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えします。これは調理用三方枠シンクが5万円分

と、それから一槽シンクというのがあります。それが7万円ほどでございます。

それから一槽の水切り付シンクというのがあります。それが9万円、その合計21万円でございます。洗い場のものでございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） すごく重要なことかもしれません、浄化槽はと畜場の場合は要るのではないですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 浄化槽は保健所とも検討しましたが、段階的な表面水の流し方という形で段差をつけての流出です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、平成26年度与論町と畜場特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について

○議長（大田英勝君）　日程第13、議案第64号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第64号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、提案理由と説明を申し上げます。

肝属東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理をする事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、議案第64号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合の規約の変更について、可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月16日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時42分

平成 26 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 26 年 1 月 16 日

平成26年第4回与論町議会定例会会議録
平成26年12月16日（水曜日）午後3時34分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 陳情第24号 介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第2 陳情第29号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 第3 陳情第30号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情
- 第4 陳情第25号 岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第5 陳情第26号 北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について
- 第6 陳情第27号 町道増木名線改良舗装整備について
- 第7 陳情第28号 町道瀬名2号線舗装整備について
- 第8 陳情第15号 町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情
- 第9 発議第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第10 発議第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第11 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）
- 第12 所管事務調査報告（役場庁舎建設検討特別委員長）
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町 俊策君 | 4番 林 隆壽君 |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利 泰伸君 |
| 7番 野口 靖夫君 | 8番 麓 才良君 |
| 9番 福地 元一郎君 | 10番 大田 英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町長	南政吾君	副町長	川上政雄君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖野一雄君
会計管理者兼会計課長	林英登樹君	税務課長	久留満博君
町民福祉課長	酒勺徳雄君	環境課長	福地範正君
産業振興課長	鬼塚寿文君	商工観光課長	富士川浩康君
建設課長	山下哲博君	教委事務局長	池田直也君
水道課長	末原丈忠君	与論こども園長	岩山秀子君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠義谷君 係 長川上嘉久君

開議 午後3時34分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情第24号 介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について

日程第2 陳情第29号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情

日程第3 陳情第30号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第1、陳情第24号「介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について」から日程第3、陳情第30号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」までの3件を、一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第24号「介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について」、陳情第29号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第30号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月12日（金）午前9時から全委員出席のもと、第1委員会室で審査いたしました。

最初に陳情第24号について申し上げます。

この陳情は、介護老人保健施設「風花苑」が、県道のバス路線から遠隔地にあるため、施設の利用者をはじめ、保護者、見舞客は自家用車か知人・縁故者の車両、タクシー等の利用によらざるを得ないことから、公共団体バス路線の延長運行を求めるものです。このことは、多数の町民から要望が出ていたことでもあり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第29号について申し上げます。この陳情は、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、手話を身につけ、手話で学べ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を提出するものです。

日常的にも手話に接することの多い今日、法制化は順当であることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第30号について申し上げます。この陳情は、ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設することと、身体障害者福祉法上の肝機能障害に

よる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求める意見書を提出するものです。

当委員会においては、本町における現状や国の動向等を調査するため、町民福祉課長補佐に参与を求めて審査いたしました。さらに、本町の現状にかかわる資料の整理、提出を要請し、再度12月16日午前10時から審査いたしました。

国においても、平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法の制定時に、とりわけ肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めることとの附帯決議がなされていることから、早急に支援の方策が必要であるとの共通認識のもと、全会一致で採択をすべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第24号「介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について」、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第24号「介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第24号「介護老人保健施設「風花苑」への公共バス路線の延長運行について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第29号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第29号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第29号「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第30号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第30号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第30号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第4 陳情第25号 岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

日程第5 陳情第26号 北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について

日程第6 陳情第27号 町道増木名線改良舗装整備について

日程第7 陳情第28号 町道瀬名2号線舗装整備について

日程第8 陳情第15号 町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情

○議長（大田英勝君） 日程第4、陳情第25号「岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について」から日程第8、陳情第15号「町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情」についてまでの5件を、一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第25号「岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について」、陳情第26号「北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について」、陳情第27「町道増木名線改良舗装整備について」、陳情第28号「町道瀬名2号線舗装整備について」、継続審査になっておりました陳情第15号「町道西区地区久保里線改良整備

に関する陳情について」審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月11日（木）午後1時30分から、全委員出席のもと、開催し、執行部から産業振興課長、及び建設課長に参与を求めて、現地調査を行った後、午後2時30分から第3委員会室で審査いたしました。

最初に、陳情第25号について申し上げます。この農道は、地域の営農面や通学、生活路線として利活用されていますが、降雨後の大型車両の通行によるわだちや、路面水たまり状況が多発し、数度の路面補修にもかかわらず、通常の交通に支障を来しております。円滑な交通確保の面からも早急にその改善対策が必要であるとのことで、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第26号について申し上げます。この農道も降雨後の路面水たまり状況が多発し、通常の交通に支障を来していることから、円滑な交通の確保や農道施設の良好な機能維持保全ができるよう、早急にその舗装整備が必要であるとのことで採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第27号について申し上げます。本路線は、古里集落から那間小学校への通学や営農生活面での利活用度の高い路線で、沿線には教員住宅もありますが、幅員が狭く路面状況が悪いため、児童の登下校や通常の交通に支障を来していることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第28号について申し上げます。本路線も古里集落西部地区からの通学や営農生活面での利活用度の高い路線であることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第15号については、路線に沿って排水溝もあり、現状の道路状況では危険なことから、早期にその改善対策が必要であるとのことで、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第25号「岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第25号「岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について」を

採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第25号「岩板畠地区農道（仮称）の早期舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第26号「北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第26号「北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第26号「北スフナ地区農道（仮称）の早期舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第27号「町道増木名線改良舗装整備について」、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第27号「町道増木名線改良舗装整備について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第27号「町道増木名線改良舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第28号「町道瀬名2号線舗装整備について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第28号「町道瀬名2号線舗装整備について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第28号「町道瀬名2号線舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第15号「町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情」について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号「町道西地区久保里線改良整備に関する陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号「町道西区地区久保里線改良整備に関する陳情」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第9 発議第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第9、発議第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第6号、提出者、与論町議会議員、麓 才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。同じく与論町議会議員、福地元一郎。同じく与論町議会議員、野口靖夫。

手話言語法の制定を求める意見書の提出について、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案の理由を申し上げます。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されており、改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保

されると定められています。よって、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定することは、必要なことであると思われます。

このため、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「手話言語法制定を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 発議第7号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第10、発議第7号「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第7号、提出者、同じく与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。同じく与論町議会議員、福地元一郎。同じく与論町議会議員、野口靖夫。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出。

別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アノログ製剤治療に限定されています。特に、肝硬変・肝臓がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来していることから、早期のウイルス性肝硬変・肝がんにかかる医療費助成制度の創設と、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和することが求められています。このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 所管事務調査報告

○議長（大田英勝君） 日程第11号、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） 所管事務調査の報告をする前に、多少長くなりますからよろしくお願ひします。

環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告を申し上げます。

平成26年10月20日の午前中、沖縄県伊江村のE&Cセンターで、施設整備までの経過、施設の整備、管理運営状況にかかる概要、公害防止対策、職員の安全対策、課題、そして、今後施設整備を行う自治体への助言・提言、その他参考となる環境行政の取組の7項目について調査いたしました。

はじめに、伊江村E&Cセンターの施設整備までの経過について申し上げます。恵まれた自然環境の保護と生活環境の美化に努めるが伊江村が直面する大きな課題であったことから、その解決策として防衛施設庁の補助事業により、ごみ処理施設を整備したとのことです。平成12年度に実施計画を行い、平成13、14、15年度に及ぶ工事経過を経て、ダイオキシン対策をはじめとする国の公害防止基準を上回る万全な公害防止対策が報じられた近代的な施設が完成したことです。

エコロジーの「E」とクリーンの「C」を取って「E&Cセンター」と命名されたこの施設は、東側にリリーフィールド、西側は景勝地である湧出水源と、観光スポットにも近いことから、周辺の自然環境にも調和したデザインと色彩で、かつ、周辺環境にもマッチするような植栽にも配慮された施設がありました。施設の整備に当たっては、隣接区である東江上、西江上の住民をはじめ、村民の理解と協力を得て完成に至ったとのことです。

また、この施設は伊江村の環境保全及び未来を担う子供たちの環境教育の拠点として利活用されているとのことです。

次に、施設の整備状況について申し上げます。ごみ焼却施設としては、一日8時間の稼働で7トンの処理能力があり、また資源物処理施設としては、一日5時間の稼働で1トンの処理能力を備えていて、一般家庭で排出する燃えるごみを処理するとともに、アルミ缶やスチール缶といった缶類を選別・圧縮し、さらにはペットボトルを圧縮結束処理できるラインを備えているとのことありました。

次に、施設の管理運営状況について申し上げます。施設は、正規職員2人、臨時職員5人、委託職員2人の合計9人で管理運営しており、年2回の定期点検を行ながながら月曜日から金曜日までの週5日間稼働しているとのことです。

次に、公害防止対策について申し上げます。この施設では、排出される排ガス等の公害防止基準値を保護基準値よりも厳しく設定しており、平成16年1月の竣工以来、一度も設定した基準値を上回ったことはないとのことでありました。国が定めた大気汚染防止法施行規則では、第15条で煤煙量の測定を義務付けており、測定の結果、測定年月日、測定箇所、測定方法及び煤煙発生施設設備の使用状況を明らかにして、その記録を3年間保存することとなっていて、具体的には、①ばいじんにかかるばい煙濃度の測定は年2回以上、②硫化酸化物にかかるばい煙量の測定は2か月に1回以上実施しなければならないとのことから、E&Cセンターでは、①を半年に1回、②を毎月1回県内の専門業者に委託して実施しているとのことです。

また、廃水処理設備は、場内循環使用無放流方式、(プラント排水)を利用しておおり、場内で発生する生活排水や合併浄化槽の排水、持ち込まれた生ごみから発生する汚水などは、すべて炉内噴霧で燃焼処理することに、発生する臭いについても燃焼処理しているため、近隣住民に健康被害を及ぼすこともなく、環境汚染や悪臭も一切ないとのことです。

次に、職員の安全対策について申し上げます。安全対策として特別な健康管理は行っておらず、正規職員は人間ドック等、臨時職員等については、定期の住民健診を受けているとのことでありました。なお、正規職員については、定期の人事異動があるとのことです。

次に、課題について申し上げます。施設は竣工から10年が過ぎているため、部分的に改修を要することから、今後行っていくとのことです。

次に、今後施設整備を行う自治体への助言・提言としては、沖縄県の場合は補助事業があるので、地域住民の過半数の賛同が得られれば施設整備はできるとのことです。

また、施設の故障等により、焼却ができない場合も想定されることから、ごみを1週間分はためることができるピットが必要であるとのことです。ごみを有料化する場合は、最初で高めに設定しておかないと、あとになってから値上げをするのは難しいとの助言もありました。ごみ焼却施設の建設場所については、賛否両論あることから、感情論に発展していく可能性もあるので、住民説明会はできるだけ多く開催したほうがいいとのことです。

次に、その他参考となる環境行政の取り組みについては、ごみの分別収集の徹底、

家庭から出る天ぷら油、廃油の適正処理、マルチ・ビニール類の分別処理、ごみの減量化対策、ごみの有料化に取り組んでいることです。ごみの有料化については、指定ごみ袋に処理量を加算しており、作成原価と流通原価料に一般処理経費の住民負担額を加算した額で販売し、村のごみ処理総経費の20%は村民負担になっていることです。

指定ごみ袋料金は、1枚当たり大きな袋で40円、中の袋で35円、小さい袋で25円がありました。また、ごみ持込み手数料は10キログラムまでは100円、それ以上は10キログラムを超えるごとに50円加算していることです。

次に、この日の午後は伊江村の商工観光課と農産物加工センター等で観光の振興と特産品の開発について調査しました。調査事項は、花の島づくり、民泊事業、修学旅行の誘致、地域認知向上事業の取組、特産品の開発と生産の取組、その他参考となる観光振興のための取組の6項目です。

はじめに花の島づくりについて申し上げます。伊江村の商工業は、小規模で個人経営が大半を占めており、経営基盤が安定しているとは言えない状況にある中で、商品券発行事業での地元購買運動、伊江島ゆり祭り、ハイビスカス祭り（チューパンジャ祭り）を活用した特産品の販売、四季折々の草花や沿道の花木並木を生かした環境PR活動など、観光産業の振興に努めていて、フラワーアイランド推進協議会を主体に各種団体と連携を取りながら、住民のボランティア活動も取り入れ、花の島づくりを推進していることです。伊江島ゆり祭りは、毎年4月の第3週からゴールデンウィークにかけて島の北側に位置するリリーフィールド公園において開催していることです。この公園は、鉄砲ゆりが自生する場所であるが、道路等の整備がなされていないため、ふるさと創生事業を活用し、公園整備を行ったとのことです。平成8年度に第1回ゆり祭りを開催し、平成27年度は第20回の記念祭りとなります。8,600平方メートルの広大な敷地に広がる真っ白な鉄砲ゆり、そして世界のゆり75品種が咲き誇り、青い空と海、ハダ植物群落とのコントラストは絶景であり、祭り期間中には約3万人余りの来島者でにぎわい、交通機関や宿泊施設、食堂等にもたらされる経済効果は大きなものがあることです。ハイビスカス祭り（チューパンジャ祭り）は、毎年2月に開催されていて、入場料は無料であることです。伊江島のハイビスカスは、12月頃から5月頃までが見ごろで約1,000種類のハイビスカスが次々と開花し、訪れる観光客を癒やしていることです。なお、ハイビスカス祭りの別名であるチューパンジャ祭りのチューパンジャとは、地元の言葉で働き者、元気のことだそうです。フラワーアイランド推進協議会は、家庭から地域へ、さらには公共施設へと花づくりの場を広げ、四季折々の花で来客、来訪者を迎える島を目指して、地域住民の参加型・協働によ

るフラワーアイランドづくりを推進するために、平成23年度に設立され、毎年研修会を開催し、住民意識の高揚を図っているとのことです。

次に、民泊事業について申し上げます。一般社団法人である伊江島観光協会では、昨年、平成15年度に4つの学校から317人の生徒を受け入れ、その後、平成17年度からは村内の業者も民泊事業に参画し、受入校、人数は順調に伸びているとのことです。受入客の滞在日数は短いものの、成果としては受入れ民家での様々な体験や家族と離れた生活を通して、訪れた子供たちが成長がうかがえる一方で、受入れ民家との交流も継続されていて、リピーターも訪れているとのことです。平成25年度には308校から約4万8000人を受け入れ、民家体験泊は一つの地域認知向上にもつながっているとのことです。

次に、修学旅行の誘致について申し上げます。民家体験泊事業による修学旅行については、東京で開催されるコンテンツフェアに参加し、旅行業者への誘致活動を展開しているが、県内の小学校については、毎年各学校を訪問して誘致活動を行っているとのことです。

次に、地域認知向上事業の取り組みについて申し上げます。平成22年度に実施した伊江島の観光統計実態調査によると、沖縄県の離島の中でも伊江村に対する認知度は40%未満しかなく、また本土の物産展等による調査でも知名度がかなり低いため、その向上に向けた取り組みが課題となっているとのことです。このため、現在、県の支援を受けながら物産展への参加、観光イメージキャラクターの政策を通じて、認知度の向上に努めているとのことです。また、伊江島が沖縄県に属することを広く周知するため、のぼり旗に沖縄県での位置図や島の写真を入れてPRするよう心掛けているとのことです。

次に、特産品の開発と生産の取組について申し上げます。伊江島物産センターにおいては、湧出(ワジ)の水を使用したイエソーダ、島の特産品であるらっきょうを材料としたらっきょうドレッシング、さとうきびを材料としたラム酒を開発し、自主製造しているほか、近年は伊江島漁港と企業が連携し、イカ墨ジューシーの素、イカ墨餃子、もずくゼリーの開発も積極的に行っているとのことです。また、他の村内の業者も独自商品の開発を手掛けており、島の農産物、海産物を生かした第6次産業も急速に発展しているとのことでありました。

最後に、その他参考となる観光振興のための取り組み等について申し上げます。行政としては、沖縄県振興推進特別交付金（一括交付金）を活用して、観光施設を整備するなど、ハード・ソフト両面の事業を行い、観光の振興発展を目指しているとのことです。

また、関係機関との緊密な連携のもと、民家体験泊や修学旅行と連動させて、伊

江漁協観光部会の海洋体験や伊江島ホースパークの乗馬体験等のプログラムを充実し、離島である伊江島だからできるというブランドの確立を目指していきたいとのことです。

さらに、今年度完成予定の観光イメージキャラクターによるグッズ開発なども視野に入れながら、観光の振興と地域の認知度向上を目指しているとのことです。

以上で、環境経済常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。長い間ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

—————○—————

日程第12 所管事務調査報告

○議長（大田英勝君） 日程第12、所管事務調査報告を行います。

役場庁舎建設検討特別委員長の報告を求めます。9番。

○9番（福地元一郎君） 役場庁舎建設検討特別委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

当委員会では、去る10月23日に沖縄県の本部町で役場庁舎の整備計画等についてと、西原町で西原町役場庁舎の整備内容等について調査を実施しました。

まず、本部町役場庁舎の整備計画等について申し上げます。

施設整備までの経過としては、本部町の庁舎は、昭和34年に建設された建築年数46年の鉄筋コンクリート3階建ての建築物であるとのことです。近年庁舎の老朽化が著しく、鉄筋の腐食によりコンクリートが剥落し、震度4以上の地震が発生すると、倒壊の恐れもある大変深刻な状況であることから、平成21年8月に庁舎建設検討委員会を設置し、建設場所を諮問したところ、答申が出るまで2年かかったとのことです。候補地は、町有地で庁舎を建てることができ、かつ、駐車場も確保できるスペースがあるとの観点から、最終的には町長の判断で現庁舎の駐車場に新庁舎を建設し、現庁舎の跡地を駐車場にすることに決定したとのことです。新庁舎の面積は4,200平方メートルで、整備費用の内訳としては、設計業務が6699万円、建築業務が10億1511万円、庁舎解体工事が2789万円、ネットワーク構築業務が2500万円、引越費用等が1200万円かかったとのことです。防災拠点機能としては、海拔2メートルでも津波や地震に耐えられる施設とするため、3階の右半分には書庫、電算室、備蓄倉庫、救護室を配備し、緊急時に避難してきた人が休めるスペースも設けてあるとのことでした。また、屋上広場の周りをフェンスで囲って、住民の避難場所を確保し、外階段から自由に上がるようになっていて、500平方メートルの広さがあるとのことです。地震・津波対策として、サーバーは3階に設置するとともに、自家発電設備やキュービクルも屋上に設置し

ているほか、発電容量としては1フロア分をカバーできるようになっていて、停電後10秒以内には発電を開始し、5日間は供給できるとのことです。また、緊急時には、下水道は雨水をためておいて利用する方式となっていて、飲料水は3日分以上は確保してあるとのことです。

窓口機能としては、来客の利便性と動線を考えて、来客の多い住民課、徴税対策課を1階に配置しているほか、ローカウンターに改めるとともに、サービス料金の徴収方法も自動チケット方式となっていて、利用者を待たせることがないよう配慮しているとのことです。執務機能としては、2階には基本的に来客の少ない課を配置するとともに、町長室、副町長室、教育長室も配置されており、町長室と副町長室の間には、応接室が設けられ、どちらからでも入れるつくりとなっているとのことです。情報受発信機能としては、これまで本部町には防災無線設備がなかったことから、昨年度の事業で各公民館に有線ケーブルを敷設し、各集落の防災無線で一斉放送ができるようになったとのことです。また、各要所にWi-Fi無線スポットを設け、インターネットで情報が得られる環境を整備してあるとのことです。町のホームページで行政情報を発信しているほか、観光協会ではフェイスブックやツイッターで特産品、観光行事の紹介等を行っているとのことでしたが、ICTを活用するための専門部署は特になく、職員が兼務で担当しているとのことです。

議会機能としては、3階の左半分に議場等必要な諸室をまとめ、傍聴席には車椅子での出入りもできるようスロープを設けてあるとのことです。多くの町民への対応可能なスペース機能としては、1階正面入り口の右側には、町民ホール、左側には待合スペースを配置して、町民が利用できるスペースを設けるとともに、町民ホールの展示パネルや椅子、テーブルは移動できるようになっていて、選挙の際には投票所としても利用できるようになっているとのことです。

維持・管理機能としては、開庁日、閉庁日にかかわらず、個人情報や行政情報を数多く取り扱っている施設であることから、セキュリティ機能を強化しているとのことです。また、膨大な量の行政文書を中長期的に保管するための書庫を3階に配置するとともに、1階には耐火書庫も設けているとのことです。

今後、施設整備を行う自治体への助言・提言としては、①建設費は当初の見込額よりも多くなる傾向があるので留意すること。②構造上の問題は、着工・完成後の変更改修は難しいので、先進地を参考にしながら十分検討すること。③執務環境に配慮した業務スペースを確保すること。④基本計画をできるだけ早い時期に示し、町民の共通理解を図ること。⑤防災環境面に配慮することはもとより、多目的に利用可能なスペース機能の検討も行うこと。との話がありました。

以上が本部町における調査の内容です。

次に、西原町役場庁舎の整備内容等について申し上げます。

施設整備までの経過としては、西原町の旧庁舎は、昭和43年の建築から46年が経過し、著しい老朽化による安全維持管理面や耐震性の問題などから、新庁舎の建設は長年の懸念であったとのことです。昭和61年2月に役場庁舎検討委員会を設置し、以来協議を重ねて、平成21年5月に公共施設ゾーンの一角にまちづくり交付金を活用して、複合施設型の庁舎を建設することに決定したとのことです。施設は、人に優しく地球環境に配慮した文教の町、西原にふさわしいコンパクトで多機能な複合施設でした。建物は防災拠点としての機能を維持するため、大規模地震に耐えられるよう、免震構造を採用するとともに、自家発電設備を備えているとのことです。

また、太陽光発電設備等の新エネルギーを導入して、環境に配慮するとともに、LED照明、人感センサーの導入など、エネルギーの省力化にも配慮した施設となっているとのことです。

さらに、誰もが使いやすい施設とするため、補聴器支援の磁気誘導優先無線システム等によるユニバーサルデザインを導入していて、総事業費の約37億円のうち、建設費は約28億円かかったとのことです。防災拠点機能としては、非常用発電機は3日間連続して稼動できるよう、3日分の軽油6,000リットルを貯蔵しているほか、非常時に使用可能な太陽光発電150キロワットも備えており、また、免震装置としては、高減衰ゴム系積層ゴム支承73基と弾性すべり支承14基を設置してあるとのことです。

避難所としては、町民交流センターさわふじみらいホールを床面積390平方メートルの平土間にして利用できるよう造られているとのことです。

窓口機能としては、1階には総合案内、広告付き番号案内モニター、自動交付機等を設置し、十分な窓口フロントフロアが確保されているほか、飲料水サービス、自動販売機も設置されているとのことです。

執務機能としては、すべてのフロアがオープンフロアを基本とし、LANネットワークなどの配線が容易なフリーアクセスフロア（OAフロア）を採用するとともに、執務室と廊下の間仕切りを可動式カウンターとし、機構改革等に柔軟に対応できるようにしてあるとのことです。

情報受発信機能としては、屋外に有線ケーブルを敷設して、防災無線で一斉放送ができるようにしてあるとのことです。また、庁内にWi-Fi無線スポットを設けて、インターネットで情報が得られる環境を整備し、町のホームページで行政情報のほか、観光に関するサービスも発信しているとのことです。

議会機能としては、議場はフラットな床とし、自由に変形できる可動式の机、椅

子を採用しており、ミニコンサートや映画鑑賞など、多目的に利用できる構造となっているとのことです。

多くの町民への対応可能なスペース機能としては、1階中央部分に庁舎とさわふじみらいホール、保健センター等からなる町民交流センターの共有スペースとして町民ギャラリーとしても活用できる屋内町民広場が設けられていました。また、ここに設置されている展示パネルや椅子、テーブルは移動できるようになっていて、多目的に利用が可能であるとのことです。

維持管理機能としては、空調設備やガス式空冷ヒートポンプマルチ方式（GHP）で都市ガスを使用しているほか、施設やトイレ等には専属の清掃職員が配置され、快適な施設機能が維持されているとのことです。今後、施設整備を行う自治体への助言・提言としては、①基本計画を早めに町民に示して共通理解に努めること。②庁舎の建設に際しては、庁舎の利用者の調査分析、将来の利用者の推計、バリアフリー新法設計基準法・消防法等関係法令を遵守したフロアの設計、駐車場の配置規模、将来の建て替えスペースの確保など、総合的な見地からのプロポーザル方式による基本計画の策定が必要であるとのことです。

以上が西原町における調査の内容です。役場庁舎建設検討特別委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第13号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回与論町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 高田豊繁

与論町議会議員 喜山康三